

第16回日米知事会議および視察
報 告 書

(於 アメリカ合衆国)

Report on
16th Japan-U.S. Governors' Conference
&
Japan Governors' Visit to the U.S.A.
1979 (昭54) 10.22—11.5

全 国 知 事 会

写真あり

オクラホマ州タルサ市
於 ウィリアムス・タワー展望台
(1979年10月30日)

訪米知事団経路図

写真あり

は し が き

日米相互訪問計画に基づき、米全国知事会の招きを受けた訪米知事代表团（团长 西沢長野県知事）一行は、昭和54年10月22日から同年11月5日の2週間にわたって米国を訪問した。

訪米知事団は、この間、ニューヨーク州をはじめ7州を訪問し、日米間における友好親善の実をあげるとともに、特に、10月30日オクラホマ州タルサ市において開催された「第16回日米知事会議」は、「日米通商関係」ならびに「環境対策と自然保護」を議題とし、両国知事による意見発表が行われ、日米両国民の一層の相互理解を深めた。

今回の会議および視察を通じて日本知事団は、過去15回の日米知事の相互訪問において築かれてきた日米間における協力と友情の輝ける成果に加え、さらに一層両国民の相互理解と友好親善の増進に多大な成果を収めたものと確信する。

本報告書は、この日米知事会議について、その概要を報告するとともに、各州歴訪のあとをたどりその概略を記したものである。

なお、今回の訪米に関連し種々ご配慮いただいた日米両国の関係の方々には、厚く謝意を表する次第である。

訪 米 知 事 名 簿

(敬称略)

団 長	長野県知事	にし	ざわ	ごんいちろう	権一郎 (夫人)	さち	こ
	埼玉県知事	はた			和 (夫人)	ち	いこ
	岩手県知事	なか	むら		直 (夫人)	ト	シ)
	神奈川県知事	なが	す	かず	じ	かず	こ
	滋賀県知事	たけ	むら	まさ	よし	ち	づる

〔随 員〕	全国知事会渉外部長	あ	だち		いさむ
		安	達		勇
	全国知事会調査第一部副参事	みや	た	たか	お
		宮	田	孝	夫

〔随行者〕	長野県秘書課長	く	ぼた	てる	お
		久	保	輝	男
	埼玉県秘書課課長補佐	た	なか	みつ	お
		田	中	光	男
	岩手県秘書課秘書主査	やま	ぎし	しん	いち
		山	岸	進	一
	神奈川県秘書室長	やま	くち	えい	ぞう
		山	口	栄	蔵
	神奈川県秘書室主査	とも	い	くに	かつ
		友	井	国	勝
	滋賀県秘書課専門員	よし	かわ		つとむ
		吉	川		勉
	日本交通公社添乗員	ひら	の	よし	あき
		平	野	義	昭

目 次

第1部 総括概要	1
第2部 第16回日米知事会議	5
1. 会議出席知事	7
2. 会議次第	8
3. 会議録	9
4. 共同声明	89
第3部 視 察	95
1. 訪米視察日程と概要	97
<付> 日本・米国南東部会日米合同会議について	111
第4部 参 考	113
1. 招 請 状	115
2. 訪問各州知事略歴	116
3. 訪問各州の概要	127

第1部 総括概要

総 括 概 要

昭和54年10月、第16回日米知事会議が米国のオクラホマ州タルサ市において開催された。この会議は、昭和37年に東京において第1回が開催され、以来両国が交互に開催国となって行われてきた会議である。

西沢長野県知事を団長とする訪米知事団（別記）一行は、この会議に出席するため、10月22日新東京国際空港（成田）を出発し、アンカレッジ経由でニューヨークのケネディ空港に到着、州政府要人、米知事会関係者、在ニューヨーク総領事等多数の出迎えを受け、まず宿舎ウォルドルフ・アストリア・ホテルに向った。その日のニューヨークは気温31度を記録し、当地気象台開設以来の異常気象とのことであった。

米国訪問の15日間（10月22日から11月5日）、日本知事団は、米国側招待スケジュールに基づいて、ニューヨーク、ニュージャージー、メリーランド、フロリダ、オクラホマ、ワシントン、ハワイの各州並びに首府ワシントンを訪問し、それぞれの地において州知事をはじめ各界の要人と会見、行政、産業等の視察を行った。

言及された日米通商問題

首府ワシントンにおいては、ルービン・アスキュー特別通商代表（元フロリダ州知事）、ホッジス商務次官等連邦政府要人並びに通商関係下院議員と会見・懇談する機会を得、互いに率直な意見交換を行った。特に、日米通商問題は、米国にとって、強い関心事であり、しかも今日的課題の一つでもあったことから、意見交換の内容のほとんどがこの問題に言及され、日本知事団は、米国側が農畜産物等の日本への輸出拡大を主張したのに対し、日本の実

情を説明し、その理解を得ることに努めた。

第16回日米知事会議

「日米通商問題」は、10月30日タルサ市メイヨー・ホテルで開かれた知事会議（議長・ジョージ・ナイ・オクラホマ州知事）における米国側提出議題でもあった。この本会議においても、米国側知事は、日本は対米輸入をもっと積極的に促進すべきだと主張した。これに対し、日本側は、「米国の主張を全く否定するわけではない」ことを言い、さらに今後も、「両国が経済的な協力体制を維持し続けることの必要性」を強調し、そうした前提に立って、「日本の実情も十分理解すべき」旨を訴えた。特に、農畜産物問題について、日本の農家の経営基盤は零細であり、米国の場合と余りに事情が異なること、またもし今ここで、日本が対米輸入の促進をはかることになれば、たちまち日本の農家は、生活の危機に追い込まれ、それは日本にとって深刻な問題となるであろうことを繰り返し述べて説得、日米間の一層の相互理解を主張した。

一方、日本側提出議題である「環境対策と自然保護」については、日本側知事から具体例をもとにした意見の発表があり、地方自治体のはたしてきた役割の重要性を強調した。

かくして、日米両国知事による活発な討議が行われるとともに別記共同声明を採択して、会議を終了した。

第2部 第16回日米知事会議

第16回 日米知事会議

時 期 1979年10月30日（火）

9：30AM～3：30PM

場 所 オクラホマ州タルサ市

メイヨー・ホテル

1 会議出席知事

〔アメリカ側〕

オクラホマ州知事	ジョージ・ナイ
カンサス州知事	ジョン・カーリン
アーカンソー州知事	ビル・クリントン
ミシシッピ州知事	クリフ・フィンチ
アリゾナ州知事代理 （ 下院議員 ）	ジェイムズ・ラドクリフ
特別通商代表補佐	ドナルド・ネルソン

〔日 本 側〕

長野県知事	西 沢 権 一 郎
埼玉県知事	畑 和
岩手県知事	中 村 直
神奈川県知事	長 洲 一 二
滋賀県知事	武 村 正 義

2 会議次第

9：30 開 会

- 地元知事（会議議長）歓迎挨拶 ジョージ・ナイオクラホマ州知事
- 会議の進め方等について

スティーブンファーバー米全国知事会事務局長

- 「日米通商関係」（アメリカ側提出議題）について
アメリカ側主報告 ドナルド・ネルソン合衆国特別通商代表補佐
〃 副報告 クリフ・フィンチミシシッピ州知事
- 訪米知事団団長挨拶 西沢権一郎長野県知事
- 「日米通商関係」（アメリカ側提出議題）について
日本側主報告 長洲一二神奈川県知事
〃 副報告 中村 直岩手県知事
アメリカ側副報告 ジョン・カーリンカンサス州知事
- 意見交換

11：45 歓迎レセプション

12：30 午さん会

14：00 会議再開

- 「環境対策と自然保護」（日本側提出議題）について
日本側主報告 西沢権一郎長野県知事
〃 副報告 畑 和埼玉県知事
〃 副報告 武村 正義滋賀県知事
アメリカ側主報告 ビル・クリントンアーカンソー州知事
- 意見交換

- 共同声明について 畑 和 埼玉県知事
- ビル・クリントンアーカンソー州知事
- 日本知事団代表閉会の挨拶 中村 直岩手県知事
- 議長閉会の挨拶 ジョージ・ナイオクラホマ州知事

15：30 閉 会

3 会 議 録

地元知事（議長）歓迎挨拶

ジョージ・ナイオクラホマ州知事

皆様おはようございます。私達は、我が最友好国である日本からの高貴な賓客の方々ならびに同僚の州知事各位に対し公式に歓迎申し上げたいと存じます。

この会議は、日米両国知事の第16回目の会議であり、私はオクラホマ州の知事として、当タルサ市が日本知事団の米国旅行中における会議の場所として選ばれたことを大変喜んでおります。

私達は、すでに昨晚日本知事各位と親しくお会いする機会を持ちましたが、本日当会議に出席している方で昨晚お見えにならなかった方々のために、私は、日本の5人の知事各位をこゝにご紹介申し上げます。

申すまでもなく、もし私達の州がより良い仕事を成し遂げようとするなら、私達は州の代表者として、州内の諸状況について知るだけでなく、類似の経験をもつ米国内の他の州、さらには諸外国における状況についても知る必要があります。

従って、私達は住民に奉仕するための仕事をより良く行うためには、私達がそれぞれの場でこれまでに経験してきたことをお互いに学ぶことが特に重要であります。

外国貿易や外国旅行を行うことは、世界の諸国の繁栄のために不可欠の行為であり、特に諸外国で私達と同様の仕事をしている人々と知り合いになることは重要であります。

そこで私は、我が州を代表して、また米全国知事会を代表して、日本からの高貴な賓客を正式に歓迎申し上げますとともに、私達が日本からのお客様を当地にお迎えでき心から喜んでおります。

なお、皆様のために、私はこゝで当会議の進め方についてご了解を得る必要があるかと存じます。そこで米全国知事会事務局長のスティーブ・ファーバー氏にこの会議の進め方について説明をしていただきます。

会議の進め方等について

スティーブ・ファーバー米全国知事会事務局長

私は、米全国知事会を代表して、この第16回日米知事会議の開催をお引き受けくださったホスト役のナイ知事さんにお礼申しあげたいと存じます。御当地オクラホマ州における貴方のご尽力は、日本知事団の訪米旅行全体の成功のため絶大な貢献をされました。私達は、このことについて深く感謝しております。

私もナイ知事と同様、日本の西沢知事、畑知事、中村知事、長洲知事ならびに武村知事各位を歓迎申し上げます。

アメリカ側代表団のメンバーは、ミシシッピ州のフィンチ知事（昨晚

お会いになったと思う) ならびにカンサス州のカーリン知事です。アーカンソー州のビル・クリントン知事は、少し遅れて出席されます。さらに、日本知事各位が首府ワシントンでお会いになったアスキュー氏の事務所から、特別通商代表補佐ドナルド・ネルソン氏が出席しておられます。御高承のとおり、アスキュー氏は元フロリダ州知事で、かつ元米全国知事会会長であります。私達は同氏のチームの中心的メンバーが本日こゝに出席しておられることを欣快に存じます。また、アリゾナ州下院議員のジェイムズ・ラドクリフ氏が、アリゾナ州知事ブルース・バビット氏の代理として出席しておられます。

それでは、本日の会議の進め方について若干申し述べさせていただきます。

先ず、日本側、アメリカ側とも同時通訳の設備がしてあります。

第2には、先程、本日の会議の議長であるナイ知事から、日米知事団のやりとりのために与えられた時間を最大限に活用するよう、あらゆる努力を尽くすことを提議されましたが、会議のための時間は比較的限定されております。従って、アメリカ側が行う最初の報告は短いものにして、ディスカッションのために出来るだけ多くの時間を当てたい考えであります。

ご準備いただいたペーパーの概要を最初に発表していただいた後、両国知事間の実りある討議のために、多くの時間を取りたいと存じます。

重ねて、私達は米全国知事会を代表して、この第16回日米知事会議に皆様をお迎えしたことを欣快に存ずる次第であります。

議長 (ナイ知事)

ファーバーさんありがとうございました。只今からアスキュー氏の主要

スタッフであられるドナルド・ネルソン氏のご報告を承ることゝいたします。ネルソン氏は、特別通商代表補佐（農業担当）であります。同氏のご報告を承ることを幸甚に存じます。

「日米通商関係」について

主報告者　ドナルド・ネルソン特別通商代表補佐

私は、すべての人々の関心事である保護貿易主義について述べてみたいと存じます。

私達は、つい先頃、ガット（関税ならびに貿易に関する一般協定）の主権による、いわゆる東京ラウンド（多角的貿易交渉）を締結したばかりであります。この交渉中、アメリカも日本も世界の貿易を自由化する動きの中で主体的な役割を果たしました。我々両国は、主要な貿易国として、両国の利益のために、また他の諸国の利益のために共同して働くことが必要でありました。その結果は、国際貿易に対する関税および非関税障壁の自由化の点で非常な成功を収めたと思います。

私の所管は農産物に関する貿易問題であります。私は、後程、両国における自由化の程度について、数字をあげてみたいと思いますが、私達は貿易の自由化を大いに進めてきましたが、まだまだやることが沢山残っています。

アメリカ経済がスローダウンするにつれ、私達は外国商品の輸入に対する保護障壁の増大を要求する声を聞きはじめました。日本のアメリカに対する国際収支の現況からすれば、貿易の障壁を高めることを望む人々にとって、日本が攻撃的となるのは全く当然のことです。日本の高い

輸入関税、輸入許可、行政指導、政府の独占事業等々貿易上の障害は、わずかな例外を除いて、ほんの名目的な輸入関税を払うだけで米国内へ流入される輸入品と競争しなければならない米国のビジネスマン達にとって、恰好な攻撃の的であります。

私は、余り詳細にわたるのは避けたいと思いますが、日本が現在農産物に対して取っている輸入障壁の主なものをいくつか略述してみたいと思います。

日本は、牛肉、オレンジ、ピーナッツ、皮革等20品目以上の農産物に対して輸入割当てを行っております。小麦の輸入については政府の独占が行われており、輸入小麦を輸入価格の約2倍の価格で転売しております。輸入豚肉については変動的な課税が行われており、日本の豚肉業者を保護するため、調整がなされております。牛肉、豆類、ぶどう酒等の輸入品に対して物品税あるいは付加税がかけられています。また「行政指導」と称する手段が講ぜられます。これは、特定の生産品（卵等）の輸入の望ましいレベルについて、政府と経済界との非公式の了解が行われることを意味しています。さらに、食品添加物や防腐剤に対する許容度が異常に低く、このことが例えばマッシュ・ポテトなどの生産物の貿易のプロセスを制約しています。

私達は、しばしば、米国市場に接近する機会の多い貿易相手国からの声として、相対的有利性ということを検討すべきだということを行います。その意味するところは、もし彼らが我々よりも同じものをより安く生産することができるのであれば、我々は、そのものを自分で生産するよりも、彼らから輸入した方がよいということでもあります。

しかしながら、この相対的有利性の議論は、貿易相手国が我々に対して

彼らの市場で、我々がその有利性を発揮するのを認めてくれてはじめて効果を表わすものであります。私達が、この議論にぶつかるとき常に聞かされますことは、国内における政治的圧力のために、我々の商品を自由に入れることを許すことができないということであります。私達は、日本政府が政治的圧力に直面し、そのためいくらかの貿易規制措置をとらざるを得ないことを承知しております。しかし私達自身も、米国内で政治的配慮を行っていることは、こゝにおられる皆様ご承知のとおりであります。

ところで、日本の対米輸出は、工業部門にひどく傾いていますが、他方、日本はアメリカにとって農産物の最大の顧客であります。これらの農産物は、さまざまな関税および課税措置のため、また独占状態のため、世界市場価格をはるかに上回る価格で販売され、小売りされています。おそらくこのことによって、競争から保護されている日本の農民は喜んでいるでしょう。しかし、このことは、日本の消費者は食料品に対して、当然支払うべき金額よりはるかに多くの金額を払っていることを意味します。このことは、食料品のコストを引き上げ、消費者の生活水準を全般的に引き下げる効果を持っています。

日本製の自動車、電子機器その他の生産物の輸入に障壁を設けることは、アメリカの消費者に対し同様の効果を持ちます。全国的選挙を控えた現在の時期に、私達は我が国の保護貿易主義者の圧力を受けることを予期せねばなりません。実際に少なくとも、ある大統領候補者は、すでにこの問題を強く訴えております。

しかし、貿易というものは全く（一方交通でなく）両面交通であり、制限の緩和によって双方が利益を受けます。本日私達の前に投げかけられたチャレンジは州あるいは県の行政責任者としての皆様が如何に共同の

努力をされて、貿易自由化のため尽力され二つの偉大な国の消費者が利益を受けるようにするか、ということでもあります。ありがとうございました。

議長（ナイ知事）

それでは次にアメリカ側の知事のひとり、フィンチ・ミシシッピ州知事にご報告をお願いしたいと存じます。ここで皆様にご承知置きいただきたいことは、ただいまフィンチ知事に報告をお願いいたす理由は、同知事はミシシッピ州知事として対外貿易を積極的に推進しておられることでもあります。タルサにおける本日のこの会議の後、地続きの隣国諸国との貿易を促進するためミシシッピ州代表として中南米へおもむかれる由承っております。同知事が最初の発言者のひとりとなられることはきわめて適切なことであると思います。すなわち貿易の問題は、同知事がただいま、ここだけでなく他の場所でも精力的に追求している行政部門であるからであります。ではミシシッピ州知事フィンチ氏をご紹介します。

「日米通商関係」について

副報告者 クリフ・フィンチミシシッピ州知事

ナイ知事さん、まず第一に昨晩はすばらしい夜をすごさせていただきました。またとくに私たち全員のためにすばらしいホスト役をつとめて下さったことに対しお礼申しあげたいと存じます。私たちは偉大なる日本国のすばらしい知事各位をお迎えしております。そして私の友人であるカンサス州知事のジョン・カーリン氏はわがアメリカ知事会において最も傑出した若い知事のひとりであります。

私たちの友人である日本の知事各位とアメリカ各州の知事との今回の会議にわざわざご出席下さった皆様方ならびにオブザーバーの方々に接して大変嬉しく存じます。

最初に私は、アスキュー大使の主要なスタッフの方からご報告をいただき、しかも我々同僚知事の気持ちをうまく要約してお話しいただいたことに対し厚く御礼申し上げます。

私の報告をする前に、私は日本の知事各位に対し、私たちの地方をわざわざご訪問いただいたことに対する感謝のしるしとして、ささやかな品を差し上げたいと存じます。

団長である西沢知事さんから差し上げたいと思います。どうぞこちらへお出で下さい。あなたは昨晚ナイ知事がすべての贈物を渡したのに対し私たちに贈物をされました。私たちはあなた方に何らかの贈物をしたいのです。

私はまた、日本語で印刷した小冊子を持参しました。これは私たちが貿易使節団として訪日した際、お配りしたものです。その目的はあなた方にミシシッピ州についてよく知っていただくことであり、あなた方がどなたかに頼んで翻訳してもらわないようにするためです。ですから本日それを皆様に配らせていただきます。皆様1人々に1部ずつ差しあげます。これはあなた方に私たちの州についてお教えするものであるとともに、あなた方に対しミシシッピ州の経済界、政府ならびに住民の敬意を示すものであります。

皆様に御覧に入れていますのはミシシッピ州のことについて皆様の言語で紹介している簡単な概説書であります。私はミシシッピ州は「サンベルト地帯」（アメリカ南部と西南部の太陽地帯）における典型的な州だと

思います。私の考えでは、このサンベルト地帯は、他の工業地域の人々も認めるように、いま合衆国で最も急速な発展をしつつある地域のひとつであります。

私はまず第一に、われわれアメリカ人は、日米両国間の貿易の重要性を認識していることを申しあげたい。日本は、アメリカにとって第2番目の貿易相手国であります。しかし貿易上の障壁が現存し、またこれまでずっと存在してきました。私は州知事としての過去4年間の在任中、日本を4回訪問（つまり毎年1回訪日）しました。そして訪日のたびごとに日本の友人の方々ほど親切で優しく、素晴らしい人々はいないと感じてきました。しかし残念なことに、さきほどアスキュー大使の代理の方が申されていたとおり、私たちは、私たちがミシシッピ州およびその他アメリカの各地で栽培しあるいは生産する生産物について、余りにも多くの制限を受けております。

皆様ご記憶かと存じますが、1978年のアメリカ対日貿易使節団の一員として私はクレプス商務長官とともに共同団長を務めました。そのときクレプス長官は連邦政府を代表し、私は50州全部の知事を代表して参加しました。当時アメリカは、貴国との間に約250億ドルの貿易赤字をかかえていました。こういう状態はどちらの国にとっても好ましいことではなく、多少耳障りな点はあるかもしれませんが、それをテーブルの上のせて討議することは大変結構なことだと思います。現にアメリカはこの問題について努力しつつありますし、日本側もまたご尽力いただいているわけであります。

ですから何よりもまず、私は、貿易のアンバランスが日本の経済界およびアメリカの経済界を深く傷つける結果となるのを防ぐため、日本が1979

年にアンバランスの縮少のため尽力しておられることを高く評価するものであります。

さて私は少し時間をいただいて、ミシシッピ州の問題を2、3述べてみたいと存じます。ミシシッピ州は典型的な農業州であります。私どもの州は資本の不足している州であります。つまり私たちは資本を求めております。私たちは努力の結果日本の経済界ならびに日本の政府との間に良好な実地的な関係をつくり上げることに成功しました。私たちは今日、すでにミシシッピ州内に日本の立派な企業4社を有しており、日本の皆様を歓迎しております。私たちは現在、日本の経済界とミシシッピ州の経済界との合弁事業に乗り出しており、7,000万ドルの大豆加工工場を設立しようとしております。ミシシッピ州から外国に輸出する最大の商品は日本向けの大豆であります。私たちは、ご承知のように大量の食糧、綿花、その他多くの農産物を日本に出荷しています。しかしこの加工工場は、私たちがミシシッピ州で作る大豆から油を絞り取るだけでなく、すべての派生物を作るものであります。

そこで私は最初に、私たちアメリカの州知事は、日本の経済界や政府の指導者との間に良好な実地的関係を有していると申し上げるわけでありませぬ。

私は、訪日の都度、日本の方が私を車に乗せて下さるときに若干のアメリカ製の自動車を見ました。(笑声)しかしアメリカでは半分が日本製の自動車であることに気がきます。私が自動車に乗るたびにそれが日本で作られた車であることを知ります。そこで私たちはこれらの車に対する生産への参加と働き口をアメリカ国内で持ちたいと思っていますのです。遅かれ早かれ、私たちはひとつの国にとってよいことはもうひとつの国にとって

もよいことだということを経験するようになるでしょう。それは、双方にとってお互いの利益になるようなものでなければなりません。さきほどアスキュー大使の補佐の方が言われたように、電子機器、自動車その他の品目について、もしわれわれが輸入制限を行えば、あなた方も、われわれが現在直面している問題と同じ問題で苦しむことになるでしょう。

私はこの会議を、またとくに、この会議を主催しておられるナイ・オクラホマ州知事（私は同知事がアメリカで最もすぐれた知事のひとりだと思います。）ならびに最も活動的な州知事のひとりであるカーリン・カンサス州知事（これらの知事はアメリカの全知事を代表するものだと思います）を大いに鼓舞激励したいと思います。私たちはひとつの偉大な関係を有しています。私たちアメリカの州知事たちが日本の県知事の仲間の方たちと共同して働くならばはるかに多くのことを成し遂げることができます。繰り返し申しますが私たちはアメリカ合衆国の州知事として日本の知事さん方と手を携えて仕事をすることによってずっと多くのことを成し遂げることができます。とくに私は、アメリカの州知事たちは連邦政府よりも多くのことをなし得ることを知っています。

カーター大統領は、最近開催された米国知事会議の席上、州知事は、連邦政府よりも日本の県知事や経済界とともによりよく働くことができる。なぜならアメリカの知事は連邦政府よりも経済界に、より密接した関係にあるからだ、と言っておられます。私たちは彼らが何を求めているかを知っています。私たちは各州内の工場や生産される生産物についてよく知っています。ですから私たちは、日本の経済人と私たちの国の経済人とを結びつけるための基盤を連邦政府レベルの人々よりも多く持っています。私はアメリカの連邦政府の役人たちもこの事実を認めていると思います。ア

アメリカ合衆国大統領もこのことを明言されました。連邦政府の役人たちが大統領と意見を異にするはずはないと私は思います。

ミシシッピ州には、あなた方にきていただいてよく見ていただきたいものがいくつかあります。たとえば食料品加工工場です。私たちはこの分野で調査団を日本に派遣するつもりです。また私は、あなた方が大豆加工や綿花加工といった産業についても検討していただきたいと思います。また木材業も私の州では大きな産業でありまして、大量の木材が日本という偉大な国に向けて積み出されております。

アメリカは、連邦政府のレベルでは日本のジェトロがやっておられるのと同様の情報提供活動を行っております。しかし、もし私たちアメリカ合衆国の州知事が、日本の県知事の同僚の方々やさらに経済界の方々とより密接に協力して働くならば、偉大な日米両国の間によりよい関係、より実り多いかつ相互に有益な関係が作り上げられると思います。

発言を終えるにあたってただひとつのことを申し述べたいのであります。実はもっとお話を続けたいのでありまして私の草案は約30分かかります。しかしホストのナイ知事さんのご指示ですので短くすることにします。ご来訪の日本の知事の皆さまのうちどなたも「将来の繁栄を約束してくれる土地」(プロミスト・ランド)すなわちミシシッピ州を訪問されたことがないということですが、その理由が私にはわかりません。(笑声)しかし、あなた方の次回のご訪米の際は、私たちはぜひミシシッピ州へご招待いたしたいと思います。皆さまはせつかくアメリカを訪問する機会を持たれたのですから、私たちは皆さまがいつかプロミスト・ランドにお出でになり、また皆さまのお友達の方々、同僚の県知事各位、そして経済人の方々を私たちの州へお連れいただきたいと存じます。皆様をいつでも歓迎

申しあげます。そして皆さまがアメリカにご滞在中どうか楽しい時間をすごされますよう祈っております。私たちは、この次に日本を訪問いたします際再び皆さまにお目にかかれますことを期待しております。私は、ここに日本の県知事各位をお迎えして非常な名誉と存じまた誇りに存じております。またナイ知事には、かような優れたプログラムをご用意下さりまことにありがとうございました。わがままと申すことをお許しいただけるなら、本日の会議は議事日程がつまっていた窮屈な感がいたします。できますればお手もとにお配りした小冊子とともに、私の発言全部をコピーしてご出席の各位にお送りしたいと思っております。その小冊子は、私たちのミシシッピ一州であなたがたに提供し得るものについて概括的に説明したものであります。どうもありがとうございました。(拍手)

議長（ナイ知事）——通商問題についてコメント

先程も申しあげましたように、フィンチ知事はミシシッピ一州の知事として国際貿易を推進する役割を果たしておられ、現にこれからこの場所を去って今後幾日間かの期間諸外国を訪問されミシシッピ一州の生産物の輸出促進にあたられると承っておりますだけに、フィンチ知事さんが本日の会議で知事として最初の報告者になっていただいたことはまことに適切であったと存じます。同知事が旅程を割愛してこの会議にご参加いただいたことをお礼申しあげます。

つぎに私は、皆さまに日本からのお客様をご紹介してご報告をお願いいたします。その前に、まず私は、これはアメリカ側知事各位も同じご意見だと思いますが、オクラホマ州の人々、そしてカンサス州の人々、その他米国中西部ないし米国の中央部の人々が外国貿易、外国旅行に

ついて真剣に考えることはきわめて異例なことだと思っております。過去数年にわたって、この地域は目をつけられてきました。この地域は従来海岸の港から遠く離れているため、それほど大した外国貿易を行うことができませんでした。

過去数年の間に、あなた方が昨晚ウイル・ロジャーズの家に行かれた際ごらんになったアーカンソー航行水路の開通により、私たちはニューオリンズ港まで航行することが可能となり、まさにこの、アメリカ合衆国の中央部から世界の遠隔の地まで物資を船で輸送することが可能となったのであります。皆さまは、この米国中央部において、全世界の貿易相手国と取引するについての関心の増大ぶりを感知されたことと存じます。私たちが強く感じておりますことは、わが国の構造、組織の上から、州知事は、それぞれの州と世界の国々との貿易や旅行を促進し助長するための最も強力なかなめであるということであります。あなた方日本の知事各位も、貿易等の問題には私たちと同様の関心を持っておられることと存じます。

ほとんど例外なく、アメリカにおいては、外国向け輸出を大きく伸ばしつつある州は、知事が、輸出の推進者として中心的な役割を果たしている州であることがお分かりのことと存じます。カーリン・カンサス州知事は貿易使節団団長として海外視察を終えて帰ってきたばかりです。わがオクラホマ州の副知事バーナード氏は、わが州派遣の各種貿易使節団に同行し私を補佐してくれています。

バーナード副知事はつい最近、農産物貿易使節団を率いて極東諸国を歴訪して帰ってきたばかりであります。私は州知事として、ごく近い将来、貿易使節団を組織して外国へおもむくことになっております。どのケースをみましても、またどの州についてみましても、中小企業がとくに国際的

商売に参加する能力というものは、州政府の指導者たちのダイナミックな指導と斬新な考え方によって作り出されてきたものであります。それで私たちオクラホマ州をあずかる人間は、国際貿易と海外旅行に対する取り組み方を抜本的に練り直し、従来に比べはるかに積極的な役割を果たそうとしつつあるところであります。私たちはミュージカルの「オクラホマ」を誇りに思っていますが、私たちは世界中の人々に対し、わがオクラホマ州には、ミュージカルの州としてのイメージ以外にはるかに多くのものがあることを知っていただきたいのであります。

私たちはわが州の工業製品、各種サービス業、農産物を誇りに思っています。そして私たちは、単にここアメリカ中西部地方で販路を拡大する機会をねがっているばかりでなく、私たちの生産品やサービスのための市場を世界のすべての地域で拡大する機会を求めているのであります。

私たちは日本の知事各位のご来訪を光栄に存じております。この際私たちは各位よりお話を承り、各位のご経験をお聞かせいただきたいと存じます。

カーリン知事さん、あなたに申し上げたかったことは、あなたと私とはまだ割合知事としては新しいということです。ここに御出席の日本知事のうちの多くの方は、長年にわたってそれぞれの県知事として務めてこられた方々であります。ですから私などはこの方々がこれから長年のご経験をふまえてご発言になることを拝聴いたし、私たちの参考にさせていただきたいと願っております。

この際私は本日のこの日米知事会議に出席された日本側知事団の団長に対しご発言をお願いしたいと存じます。西沢知事さんどうぞお願いいたします。

訪米知事団団長挨拶

西 沢 権一郎 長 野 県 知 事

私は、ただいまご紹介をいただきました、団長の長野県知事西沢権一郎でございます。

オクラホマ州知事ジョージ・ナイ氏、カンサス州知事ジョン・カーリン氏、ミシシッピ州知事クリフ・フィンチ氏さらに農業政策担当のアメリカ合衆国特別通商代表部のドナルド・ネルソン・ジュニア氏、アメリカ合衆国全国知事会事務局長ファーバー氏ならびにご列席の各位に申しあげます。

私どもは、8日前に日本を出発いたしまして、これまでニューヨーク州、ニュージャージー州、首府ワシントン、メリーランド州、フロリダ州およびオクラホマ州を訪問いたしました。

この途中におきまして、要人の方々と面接いたし、当面の問題についてディスカッションいたしました。とくに特別通商代表のアスキューさんとは大分長時間にわたり、ただいまご指摘のありましたような通商問題についていろいろディスカッションをいたしました。アスキューさんは、日本の実情について私どもが申しあげましたところ、大変理解を示していただきました。私どももアスキューさんのお心持に沿うように、日本に帰りまして（私どもは知事としての権限等に制約もありますけれども）努力をいたすというお誓いをして参りました。

なおまた昨日は、オクラホマ州におきまして、知事さんはじめ関係の方々から大変な歓待をいただきました。とくに私ども5人の知事は、インディアン酋長にまでしたてていただきまして、大変感激しております。

本日は、ここオクラホマ州タルサ市において開催される第16回日米知事会議（16回というのは相当歴史の重みを感じる）に、米国州知事をはじめ有力な各位のご出席をいただき、私どもが同席できましたことは、非常に光栄と存じ感謝をいたす次第であります。

それぞれ両国から提出されました議題は、私どもの側からは「環境対策と自然保護」、アメリカ側からは只今お話のありました「日米通商関係」についてであります。

これらは、いずれも、両国において今日難問が発生しており、そのことはただいまのご発言にもあったところではありますが、その対応に迫られている緊急な課題でありまして、そうした共通の関心ある問題を議題として選んだことは、知事会議としてまことに適切であると思います。

私どももそれぞれ発言をさせていただきますが、十分ディスカッションをいたしまして多大の成果を収め、そして日米共通の諸問題の解決に大きく役立ち、さらにそれを通じて日米両国民の間における友好関係と相互理解をいっそう強めていくことを私どもは確信いたしますし、また念願いたす次第でございます。

最後に日本側知事団をご紹介します。

埼玉県知事の 畑 和さん

岩手県知事の 中 村 直さん

神奈川県知事の 長 洲 一 二さん

滋賀県知事の 武 村 正 義さん

随員といたしまして

全国知事会から 安達渉外部長

同じく 宮田副参事

以上をもちましてごあいさつを終わります。

議長（ナイ知事）

西沢知事さんどうもありがとうございます。ではこの際、私どもにお話いただく2番目の偉大な賓客をご紹介します。では長洲知事さんどうぞ。

「日米通商関係」について

主報告者 長 洲 一 二 神奈川県知事

議長、アメリカ州知事の皆様、日本の同僚知事各位。私は神奈川県知事の長洲一二でございます。私は議長のお許しを得まして、私の報告を英語で読ませていただきます。ただ問題は、私の英語が甚だまずいということであります。

私思い出しますのは、かつて私が国際会議に出席した際、ある日本の出席者が英語でスピーチを行いました。スピーチが終わったあとで、アメリカ人の私の友人の一人が、私に「あの人の日本語はときおり英語のように聞こえます。」とこう囁きました。(笑声) 私は自分の英語があなた方におわかりになるかどうかわかりません。もしおわかりになれば、通訳の方が私の英語を、あなた方の英語に訳して下さいをお願いします。

(笑声)

東洋の古い言葉に、「虚往実帰」というのがあります。「虚往」——心を虚しうして出かけ、「実帰」——実り多くして帰る。私もそんな気持ちでアメリカにやっ来てまいりました。本日の皆さんとのディスカッションからも、多くを学んで帰りたいと思います。私も卒直に語るつもりです。どうか隔意のないご批判をお願いいたします。

1 日本とアメリカの相互未来

世界なしには生存できない日本

ここにこうして立っている私の身につけているもの、ほとんどすべてが日本以外の世界中からの輸入品を原料としています。メイド・イン・ジャパンは、親からもらった私の体だけです。いやこの体も、私の妻がつくってくれる料理で養われているわけですが、彼女の調理材料の半分以上は、アメリカをはじめとする世界各地の農民が働き育ててくれたものからなっています。

日本は確かに経済大国であります。1978年のGNPは、アメリカの2兆1,076億ドルに次いで西側2位の9,801億ドルとなっています。しかし、国土面積はアメリカの25分の1、たいへん狭く、しかもエネルギーなどの資源には恵まれていません。日本は「GNP大国」ですが「環境小国」であり、「資源小国」なのです。

明治以来の近代化の過程で、日本はこの足りない環境と資源を軍事力によって確保しようとして、ついには「15年戦争」に乗り出し、それに敗れ破綻を迎えました。対外的な「世界戦争」、対内的な「総動員戦争」、そして人類史上はじめての「核戦争」を身をもって体験した日本人は、二度と再び戦争をしないことを誓い、平和憲法を制定いたしました。

戦後三十有余年、心だけでなく体もまた平和の中におかれているのが、日本の現状です。日本経済の高度成長は平和のたまものであり、日本の産業構造なканずく貿易構造は、戦争には耐えられないものになっています。平和の中で貿易を通じ世界の諸国民とおつきあいしていく道をとる以外に、日本は生存できません。

日米関係の多国間的次元

では、日本は平和であるからこのままでいいのか。私はそうは考えません。日本は、とかく外に対して、まだかつてのような経済小国であるかのように振舞いがちです。1971年、私をはじめに訪米した時にお会いしたある高名なジャーナリストが、「日本はすでに大人になったのに、まだ少年時代の特権を要求している。」と語っていたことを思い出します。

環境小国、資源小国でありながら経済大国であるということは、一方では日本が他の諸国に依存していることを意味すると同時に、他方では日本の存在、日本の行動が他の諸国に大きな影響を与えることを意味します。日本はその経済力を、経済大国としての影響力を、自らが必要としている世界平和のために活かしているだろうか。平和の「享受者」であるにとどまらず、平和の「創造者」としての積極的な貢献を心がけるべきではないか。これが、私たち日本人の反省であり、自覚であります。

私たちは自由な世界市場の統一性をあくまでも守らなければなりません。1930年代にこの統一が失われた時、為替戦争から、さらに大砲のうちあいをはじめ、世界中で数千万の血が戦場で銃後で流され、数億の母と子の涙が流されることとなりました。この悲劇に学んだ現在、30年代ならすぐなぐりあいになりかねなかった摩擦を、ともかく協調して解決していく努力が、サミットをはじめさまざまな形で続けられています。このような努力をさらに強めていくことが重要であると私は考えます。

この点は、日本にとってと同様、アメリカにとっても真実であると思います。そして、**America as No.1**と**Japan as No.2**の間の経済関係は、両国民にとってだけでなく、世界の諸国民にとっても、きわめて重い意味をもっています。

もし、この二国が、お互いの間に発生した問題の処理をあやまれば、その悪影響は世界中に及びます。マンسفールド大使が指摘されたように、日米関係という二国関係には多国間的次元が含まれているのです。

アメリカと日本両国民の未来は相互に結びついており、それはさらにこの地球という惑星上に生きるすべての人間の未来に結びついていきます。

このような認識の下に、パートナーシップを確固としたものにしていかなければならないというのが、日米関係を考える上での、私の基本的な立場であります。

2 協調へのソフトウェア

構造の調整

かつては、「アメリカがくしゃみをすれば、ヨーロッパは風邪をひき、日本は肺炎になる。」といわれました。いまでは、アメリカがくしゃみをして、日本は「Bless You!」といえるようになっています。それだけ体力をつけ実力をつけたわけです。

すでに1971年の通貨危機に際し、円の切り上げを当然とする声が、日本には根強く存在していました。当時私も、まだ政治の世界に入る前で学問の世界にいたのですが、一人の経済学者としてそう主張いたしました。

1ドル＝360円というのはいわばビギナー時代のハンディであり、その後腕をあげたのだから、自発的にハンディの変更を申し出るのがフェアだと考えたからです。その後石油危機、貿易摩擦などの経験を積む中で、日本は、より公正なゲームができるように、ハンディやルールを適宜変更することの重要性を学んできました。

しかし、現在のアメリカと日本の経済摩擦は、必ずしもルールの不備に由来するものばかりではないようです。マクロ経済の観点からみたルールはよくても、その下で、個別分野での競争自体から摩擦が発生してきます。ミクロな場面ではとくにそうであり、しかも経済の現実はミクロな面にあるのです。

現代の私たちの生活は、そのすみずみまで国際的な相互依存関係の中に組み込まれています。アメリカの特定地域、特定産業、さらに特定企業の問題でさえが、国内問題にとどまらず、世界経済の問題になります。日本についても同様です。

このような背景をもって発生してくるミクロ摩擦を調整しようとするれば、一方では個別の対応が必要になりますが、他方経済構造全体の組み替えが避けられません。個別の分野は、全体的な構造の中にはめこまれているからです。構造に手をつける勇気がお互いにかぎり、問題は解決できません。日本国民もアメリカ国民も、部分摩擦を全体摩擦にしない英知をもたなければなりません。

政治のリーダーシップ

国内と国外、部分と全体を通じて問題にあたらなければならないということは、短期の処理と長期の改革をつなぐ構想力がいるということです。現実の利害対立を冷静に認識し、それを前提とした上で、なおかつそれを克服すべく、改革と協調の道を歩む決意をし、努力をしなければなりません。制度を改め、整えるだけでなく、制度をうまく動かすソフトウェアを工夫しなければなりません。

アメリカ、日本、いや先進工業諸国全体を通じて、現代の政治に求められているのは、こうした改革と協調へのリーダーシップにほかならない、そう私は考えています。個別の利害対立を全体的な対決へとエスカレートさせないための知恵が必要とされているのです。

その際、“理想”が大きな経割りを果たすでしょう。天上の星をみつめる人だけが、地上に新しい世界をもたらすのに貢献できます。しかし

また、天国を目指す理想がしばしばこの世に新たな地獄を生みだしてきたことも、人間の歴史が教えるところでもあります。

「天を望み、地を歩む」、理想主義者であると同時に現実主義者であること。このむずかしい課題を私は、社会科学の一学徒であった時も、政治家に転じた後も、自らに課してきたのであります。

3 民際外交

文化摩擦

アメリカと日本の間の経済摩擦は、経済の問題であるとともに政治の問題でもありますがさらに文化の問題でもありましよう。経済摩擦の背景には、文化摩擦があります。

日本の市場は透明度が低いといわれます。流通機構や行政指導に、外国の企業にとって理解しにくい部分があることは事実です。しかし、その背後には、日本独特の経済取引のあり方、さらにいえば人間の生き方というようなものが横たわっております。それらは、もちろん改めるべき点は多いとはいえ、そう簡単に変らないことも認めなければなりません。

日本で成功しているアメリカの企業は、日本の言語、文化、歴史、社会について十分研究しているところのようです。反対に日本で成功していないアメリカの企業はこの努力が不足しているようです。アメリカで成功している日本の企業、成功していない日本の企業についても同様なことがいえるでしょう。

アメリカはもともと多様性に富む国であり、日本もこれから「地方の時代」を迎え、文化的に多様な地方、地域が育ってくると私は信じています。そうなる文化の問題を、ますますきめ細かく考えることが必要

とされます。自国の中で地域化ができる企業だけが国際化もできるのです。外国へ出ていく場合も、具体的にはそのある地域へ進出し、根をおろすことになるのですから。

自民族中心主義（エスノセントリズム）が強すぎると、文化の世界の交流は進みません。しかし、各々に誇るべき文化をもっていない場合もまた、真に対等なつきあいは生まれないでしょう。違いは違いとして認めた上で、各々の中にある普遍的なものを大切にし、育て、そこを通路にして異文化を理解する。そして多様な文化が共存する世界を目指す。そうした努力を着実に積み重ねることが大切であると思います。

世界（人類）——国（国民）——地方（市民）

国民国家の歴史的使命はまだ完全な終わりを迎えていないとはいえ、その限界もまたすでに明らかであります。今やそれは、生活の広い問題にとっては小さすぎ、生活のきめ細かな問題には大ざっぱすぎます。

一方で多くの問題が国際的な協調の下におかれ、他方で福祉、文化、都市などほとんどの問題が、「地方」ぬきに解決しえなくなっています。「国家」（国民）という物差しだけでなく、「世界」（人類）、「地方」（市民）という新しい物差しが重要さを加えています。

このような時代にあって、いまや「外交は国の外交官だけにまかせておくには、あまりにも重大すぎ」ます。民衆同士、地域同士の国家をこえた交流が多彩に展開されなければなりません。その際、自治体が事務局の役割りをつとめる場が多いはずです。

そう考えて私は、知事就任以来、民際外交を合い言葉に、いくつかの試みを行ってまいりました。私の横浜のオフィスのすぐそばに、1854

年に締結された日米和親条約の記念碑が建っています。以来、私たちの県神奈川は「世界に開かれた日本の窓」の役割りを果してきました。アメリカと日本の民衆も神奈川を一つの窓口にして、さまざまな形で交流を深めてきました。

私は、そうした交流をもっともっと進めたいと願います。そのために知事としてやるべきことをやる決意です。民衆同士のコミュニケーションの中でこそ、アメリカと日本が共通に、共同で追求すべき一つの貴重な価値、すなわち“自由”が栄えるからであります。私の判断では、次の言葉は疑いもなく真実を語っているのです。

Freedom thrives where people can communicate.

ご静聴どうもありがとうございました。

「日米通商関係」について——農産物の貿易問題——

副報告者 中 村 直 岩手県知事

私は、岩手県知事中村直であります。

このたび、日米知事会議において尊敬する米国州知事各位との意見交換の機会を与えられましたことは、私にとって誠に光栄に存ずるものであります。

私は、特に地方行政のなかで重要な課題となっている農業問題に関連して、国際貿易関係に大きな関心を抱いているところであります。

本来、わが国においては、国際貿易の問題は政府の責任において進められるものであり、従って、関係国政府間の協調のもとに適切かつ円滑な推進を強く期待しているものであります。私は、この際、地方行政を担う

者の立場において、この問題について若干の意見を申し上げたいと存じます。

第1 わが国の農産物輸入の特殊性と食料需給の動向

先ず、はじめに、わが国の農産物輸入の特殊性と食料の需給動向について述べたいと存じます。

ご承知のとおり、日本の国土は、アメリカのカリフォルニア州よりも面積が小さく、この中にアメリカの人口の約2分の1に当たる1億760万の人間が住み、しかも、国土の約66パーセントは森林であり、農用地面積はわずかに15パーセントにすぎません。従いまして、国民の必要とする多種多様の食料を量的、質的に円滑に確保していくためには、どうしても資源の豊富な諸外国にその相当部分を依存せざるを得ないのが実情であります。

このような状況にあるため、わが国の経済が高度成長期にあった1960年から1973年までの食用農産物の需要の伸びは年率4パーセントの高い伸びを示し、肉類、牛乳々製品、食用油、果実等の消費が著しく増加いたしました。これらの供給については、消費需要の動向に即した国内生産の選択的拡大を進めるとともに、不足する部分については輸入の安定的な拡大によってその確保を図ってきたところであります。

この結果、1965年から1978年までの13年間に農産物の輸入数量は約2.3倍に拡大し、1978年における輸入金額は、わが国の総輸入額の17パーセントに相当する133億7,200万ドルに達しております。また、これらの供給国シェアでは、貴国アメリカが全体の37パーセント以上を占め、わが国に対する最大の農産物供給国となってい

るところであります。

しかしながら、いわゆる石油危機が発生した1973年以降は、国民所得の伸び悩みもあって農産物需要の伸びは年率1.6パーセント程度と従来に比し大きく低下し、また、国民の食生活が既に栄養的にも内容的にも相当の水準に達していることを考慮すると、今後の農産物需要の伸びは更に小さいものとなるのではないかとみられております。

第2 わが国農業の現状と改善の方向

次に、わが国の農業の現状と改善方向について申し上げたいと存じます。

先ず、わが国の食用農産物の国内自給率であります。先に述べたような輸入の増大によって、総合自給率は、1960年の90パーセントから1977年には74パーセントに低下しております。これを内容的にみますと、米では自給率100パーセントを越過剰問題に悩んでおり更に、みかんや鶏卵等も消費が頭打ちとなって生産調整を余儀なくされておりますが、その反面、小麦の自給率は4パーセント、大豆3パーセント、家畜の濃厚飼料は26パーセントという極端に低い状態となっております。申すまでもなく、食料は、国民生活を維持するための基礎的物資でありますので、特に自給率の低い農産物については、世界的な異常気象等による需給変動が生じた場合、国民の消費生活への影響が極めて大きいとの観点から、わが国においては、1971年以降生産過剰にある米を減産し、水田を畑地に変えて不足な農産物の生産を増加しようとする対策がとられているところであります。

勿論、農用地が少ない等わが国農業の特殊性からいって、日本の農民

が、麦、大豆等を作って有利であるような条件を作り出すことは決して容易なことではないのでありますが、近年の経済基調が安定成長への移行するなかで、農家労働力の他産業への就業条件が次第に悪化してきている今日、米から他作物への転換を政府の財政負担、即ち、転作奨励補助金の交付によってその採算性を保持しながら進めることは、農家所得を確保し農家生活の安定を図るうえからも極めて重要な施策となっているところであります。

また、今後、国民の実質所得の伸びが多くを期待出来ない経済事情の下で、良質、安価な食料品に対する消費者の要望は一層強まるものと思われまますので、特に、わが国において需要の堅調な牛肉等の生産につきましましては、わが岩手県など、比較的開発可能地の多い地域の草地開発を積極的に進め、良質粗飼料の給与を主体とした効率のよい生産体制を確立すべく努力しているところであります。

第3 今後の農産物貿易のあり方

最後に、今後の農産物貿易のあり方について私の意見を申し述べたいと存じます。

私は、基本的に、わが国で自給可能なものは、極力国内の生産体制を整備し、長期的視点に立ってその安定確保を図るべきであり、また、国土資源の制約等から今後とも海外に依存せざるを得ないものについては、国民生活の安定と福祉の向上を図るうえからもその輸入の安定確保に努めることが重要であると考えております。

しかしながら、わが国の農業は、アメリカの農業に比し経営規模等比較にならぬほど零細であり、輸入の無秩序な拡大は日本の多くの農家の

生活を根底からゆるがず結果を招きかねないのであります。日本は、自由世界における高度に工業化した近代的国家として、その存立基盤でもある農村を将来とも維持し健全な地域社会として発展させていかなければなりません。

従いまして、私共が、今後の地方農政を進めるに当って特に望むことは、わが国の輸入政策と国内産業の振興施策とが十分調和をとって進められることであり、このためにも私は、わが国の政府に対し、世界食糧会議等に積極的に参加し、緊密な情報、意見の交換等を通じて相互理解を深め、秩序ある貿易関係が維持されるよう強く期待しているものであります。

幸い、大平総理が昨年訪米した際、貴国との間で農産物貿易の2国間定期協議を行うことを約束され、本年11月始めにその第1回協議が東京において開催されることしております。このような機会を通じ、お互いに十分意思のそ通を図り、今後とも両国の利益になる安定した貿易関係を保ちつつ現在まで長く続いている日米両国の友好関係をますます発展させていくことが私共の最大の願いであります。

以上で、農産物貿易問題についての私の意見発表を終わりたいと思いますが、極めて概括的に申し述べましたので、日本側の出席知事においてご意見があれば補足していただきたいと存じます。

ご静聴を心から感謝申し上げます。

議長（ナイ知事）

私たちは、すでにフィンチ・ミシシッピー州知事ならびに日本の県知事お三方からお話を伺いました。そして私も若干意見を申し述べる機会を与えられました。会議をさらに進めることといたします。

今度は、アメリカ側の第3番目の発言者である知事にご発言をお願いし

たいと思います。私は皆さまに、隣の州すなわち私の州のすぐ北側に位置している州、カンサス州のカーリン知事をご紹介します。

「日米通商関係」について

副報告者 ジョン・カーリンカンサス州知事

ナイ知事さんありがとうございます。オハイオ！いま私は日本語習得の可能性を試してみたところです。私の部下が直前になって私のところへかっつけて参りまして、もし私がオハイオというならばそれは日本語でグッドモーニングを意味するのだと教えてくれました。それで私は、英語にも堪能な賓客の同職者の方が、この国の知事が日本語を口にするのを全くお聞きにならずに立ち去られることを望みません。(笑声)

私はこの際短い意見発表を行うことが適当であろうと考えます。私はここで「短い」という言葉を強調したいのです。というのは私はナイ知事のスケジュールどおりに議事が進むことを望んでいるからです。

最後にご意見を発表された日本の知事さんは、主として農業問題についてお話になりました。私は、農業に依存するところのきわめて大きい州（われわれ自身の直接的経済のためだけでなく、輸出を目的とした農産物を大量に生産するという意味でも）の知事であります。カンサス州はアメリカ合衆国の中で他のどの州よりも小麦を多く産出する州であります。実際アメリカで生産される小麦全体の約20パーセントはカンサス州産小麦であります。

あなた方が本日農産物に関する国際貿易について提起された諸点はきわめて重要な点であると思います。おそらく本日提起された最も重要な点、

しかも私たちがみなそれについて銘記しておかねばならない点は、われわれは意思の疎通を継続的に維持せねばならないということであります。農産物貿易に関しては、私たちは、確かにあらゆる意見の相違を本日ここで解決しようというつもりはありませんし、また現存するすべての意見の相違を解決する力も持ち合わせていません。しかし私たちは両国の知事同士が意思の疎通を行うこのような機会を今後とも繰り返して持ちたいと願っております。そうすることによって私たちはよりよい交流事業を持つのみならず、私たちのすべてが国の政策の中により多く情報を投入することができるようになり、結果として農産物あるいはその他の生産物等について国際貿易により大きな関係を持つようになると思います。

この8月に、私は中華人民共和国を訪問して10日間をそこで過ごしました。私がこの機会をとらえたのは、私は国際貿易というものがカンサス州にとってのみならずアメリカ合衆国にとって重要であることを認識しているからであります。私は中国が、私たち双方にとって、つまりアメリカにとっても日本にとっても、重要な貿易上の友好国であると考えています。この相互関係をみると、私たちはみな、どの国の経済的成功からも利益を受けるものだということをあらためて痛感させられます。中国の人民の生活水準の改善は、アメリカ国民にとっても日本国民にとっても助けになり得るのであります。私は他の知事たち——ナイ・オクラホマ州知事、フィンチ・ミシシッピー州知事ならびにアメリカ全国知事会——とともに、国際貿易において私たちが前進を遂げるように、またこれまで報告された知事各位からきわめて明確に指摘された貿易上の障壁が緩和されるように、また将来国際貿易がいつそう大きく発展することによって私たちみんなが利益を受けるように、私たちは私たちなりに努力を続けて行きたいと考え

ております。

最後に私は、ナイ知事が見事なリーダーシップを示されたことに対し、また日本の賓客の方々がご出席下さったことに対し厚く御礼申し上げます。そして希望として私は、カンサス州知事を8年つとめた私の前任者ロバート・ドッキング知事が1973年貿易使節団団長として日本を訪問する機会を持ったように、ナイ知事および私が日本で開かれる会議に出席する機会を持つことを願っております。私はカンサス州の知事としての任期中にぜひ日本へ参りたいと思っております。

ナイ知事やフィンチ知事がなさったように、私はこの際、私の職員の助けをかりて、私たち両国民間の友情に対する感謝のしるしとして、皆さまにささやかな贈物をさしあげたいと存じます。職員が皆さま1人々に1冊ずつ書物をお渡しいたします。そして私、前にも申しましたように、将来に目を向けております。そしてその将来とは、私たちすべてにとってより良い貿易・経済関係ということの意味するだけでなく将来再び私たちが相集う機会が与えられることを意味しております。どうもありがとうございました。

<意見交換>

議長（ナイ知事）

この際私は、知事の皆さま同士、そして通商交渉特別代表部のアスキュー一大使の代理の方ならびにバビット知事の代理として出席されたアリゾナ州代表の方のご意見の交換をお願いしたいと存じます。

この際知事各位のどなたからでもご質問あるいはご発言のご希望がありましたらどうぞ。ここにおります通訳の方がご質問でも何でも通訳いたし

ます。カーリン知事さんに申しあげますが、「オハイオ」とおっしゃいましたか？

カーリン知事

私の職員が私にそう言えと言いました。(笑声)

議長 (ナイ知事)

「グッドモーニング」は日本語ではどう言いますか。

通 訳

「お早よう」です。

議長 (ナイ知事)

「お早よう」

カーリン知事

これはかなり正確ですね。(笑声)

議長 (ナイ知事)

これはかなり正確です。私たちの国はオハイオと発音する州を有しています。私はそれが何を意味するか知りませんでした。(笑声) しかし私は、カーリン知事が立ちあがったとき国際的な事件をひきおこしたと感じていました。私がカーリン氏をカンサス州の知事としてご紹介したところ、同氏は立ちあがって「オハイオ」といいました。私は同氏がどの州の出身であるかを知らないためにひどい誤まりをしでかしたと思いました。(笑声) このことは、さて置きどなたからでもご質問なりご意見等ございましたら、私に手をあげて教えて下さい。カーリン知事さん、どうぞ。

カーリン知事

ナイ知事殿、私は、日本の高貴な賓客による最後の発言者のご報告において、日本が農産物を輸入する必要性は横ばい状態となって安定に向かう

だろうと言われたことについて若干付言させていただきたいと思います。そういう状態は今後何年かにわたって続くとお考えなのかどうか、他の知事さんからでも結構です。コメントをいただけたらと存じます。

議長（ナイ知事）

おそらく、報告をなさった中村知事さんからご発言いただけたらと思います。

中村知事

お答えしたいと思います。農産物の中でも、種類品目によって大分様子が違うと思います。穀類と肉類とはかなり様相が違うと思いますが、大体において安定した貿易関係を確立するという方向で、最少限度のものは国内で自給しながら、どうしても不足する物資については安定した輸入を行っていくという政策であるべきだと私は先程主張したわけでありませう。

長洲知事

ここに簡単な数字があります。アメリカからの農産物の日本の輸入は、77年が39億ドル、78年が44億ドル、ことし79年はおそらく50億ドルを越すだろうといわれています。

カーリン知事

ひとつご質問があります。私たちは本日アメリカの中央部におります。そしてこの会議に出席しておられる方々の大部分はこの地域の方々であります。日本では、あなた方の県の地理的位置はどうなっていますか。お互いに相隣接していますかそれともお互いに大変離れていますか。

畑 知事

私から申し上げます。東京を中心として東京のすぐ北隣が私の県の埼玉県です。それから東京のすぐ南が長洲知事さんの県、神奈川県です。

それから団長の西沢知事さんの長野県は、広い意味の同じ関東地方に属し首都圏からちょっとはずれた所にあり、東京の西北に位置します。中村知事さんの岩手県は東北地方といわれる日本の北部にあります。非常に区域の広い県であります。それから最後に武村知事さんの滋賀県は、日本の東京圏と近畿圏の二つの大きな経済エリアのうち近畿地方にある京都の隣にあります。琵琶湖のある県です。

カーリン知事

こういう質問をいたしました理由は、日本は地理的にみてほぼカリフォルニア州と同じ大きさだと理解しておりますが、日本は人口が多いので住民は多様性に富むとともに国土も変化に富み、山岳地帯や平地、工業地帯も農業地帯もあると思います。私が申しあげたいのは、アメリカにおいては、その国の規模が大きいために、各州が個別に国際貿易に有効に関与することが困難な場合が間々あるということでもあります。それでは私たちは同じ背景——農業とか工業製品——を有するいくつかの州が集団となって貿易の促進をはかることを行っております。私たちは州知事は、自分自身の個別の州の仕事を行うとともに、より広域の地方としてまとまって貿易促進にあたるならばより良い成果をあげることができるのではないかと考えているわけです。それで、こういうことが日本でも行われ得るものなのかどうか知りたいと存じます。

ドナルド・ネルソン（特別通商代表補佐）

私はカーリン知事のご質問に関連してひとこと申しあげたい。さきほどの中村知事のご報告を私が理解したところでは、日本の消費者の1人当り所得の伸び方は非常に緩慢になっているようであります。さらに私が理解したところでは、日本で消費される食料の大きな部分は外国からの輸入に

依存しているということでもあります。さらに私は、現在貿易障壁が存在していてこれが日本の消費者にふりかかる食料品のコストをいちじるしく高めていると理解しております。私は、もしこういった貿易障壁がなくなれば、日本の消費者が負担する輸入食糧のコストは著しく低くなると考えますし、また、たとえ1人当り所得は増えなくとも消費力は疑いなく増大するに違いないと思います。その結果日本の消費者は食料費を増大させることなくより多様な輸入食料品を買うことができるでしょう。したがって私は、こういう貿易障壁が撤廃されれば、貿易量は大いに増大して、日本の消費者とアメリカの生産者の双方にとって利益になると思います。

中村知事

お答えします。大変基本的な、そして重要な問題点だと思います。日本ではいま低成長時代に入っておりますので、食糧、農産物の需要についても伸び方が減っており、一方においては消費生活の水準がすでにかなり高いところにありますので従来ほどの需要の伸びは期待できない、とさきほど報告したわけです。

しかしながら、いまご指摘のあったように、輸入を拡大することによって消費者の利益がむしろ増大するのではないか、との考え方があるのも私どもは承知しております。

日本は、家畜飼料に回すような農産物については、その大部分をアメリカから輸入しております。家畜飼料については、アメリカにとって日本は最も大きな購売市場だと思っておりますが、日本の畜産は現在のところこれによって維持されているという状況にあります。さらに、できあがった肉類あるいは畜産物の形で輸入するということは、日本の畜産を全滅させることにつながる、あるいは飼料用穀物の輸入力を減退させることにつ

ながる心配さえあるのではないかと思います。結局、バランスが非常に大事だと考えております。

消費者の利益のためには、われわれは開発の遅れている地域を改良して自給飼料の生産に力を入れており、自給率の高い畜産振興をはかっているところでありまして、結局、そのことによって、消費者の利益にもつながるような最少限度の畜産の維持をはかっていく政策を、県として非常に強く現在すすめております。両国の農業事情が全然違うということにもご理解をいただきまして、両国の政策の調整の中で問題の解決をはかっていくなければならない。これが私の報告の主旨なのです。

カーリン知事

ご参考までにひとつ申しあげたい。私は1カ月程前カンサス州で日本のホルスタイン協会会長をご接待申しあげました。私たちはホルスタイン種その他の牛をあなた方が買って下さることを感謝しております。

議長（ナイ知事）

ホルスタイン種の乳牛はオクラホマ州では「ホルステーン」と呼んでいます。しかし、それでもOKです。（笑声）それで私は、あなたが何を言っておられるかわからなかったのです。（笑声）

武村知事

日本の農業は、報告にありましたように、非常に規模が小さく、生産性が低いのです。ですから、もし自由貿易主義をとれば日本農業はひとたまりもないというか、国際競争力は全く無に等しい状況だと思います。しかし私どもは、二つの理由で日本の農業を維持していく必要があると思っています。

一つは、農業はやはり一国の民族の生命にかかわる産業であります。ど

んな災厄があっても、一定の食糧自給率を国策として確保すべきであります。もう一つは、日本は先史時代から農耕民族であります。農業とわれわれの精神文化とは不離一体であります。日本の社会、日本の文化、伝統を守る意味でも、やはり各地域とも農業をしっかり守っていく必要があると思います。

しかしこういう時代の中で、日本の消費者ニーズから言えば、非常にバラエティに富んだ、食糧に対する需要は拡大されていきます。基本的には、食糧に対する輸入はますます増えていくと思いますが、その中で、日本のマーケットの開放については、基本的には二つの理由を背景にしながらフリクションとくに地域的なフリクションをできるだけ少なくするという形で自由化をはかっていくということではないかと思います。特にわれわれ知事は、農産物の自由化に関しては、政府に強いことをいう場合もありますけれども、基本的にはそういう認識を持ちながら、農民の理解、納得のゆく形でこれからも努力していきたいと思っております。

議長（ナイ知事）

皆さんそれではこれでこの会議の前半の部を終らせていただきます。これから、別の建物へ参ります。そのあとここへ戻ってきて昼食会にご出席願うこととなります。ですから2回移動していただくこととなります。ではこれで会議の午前の部を終了いたしたいと存じます。

なお、約5分後にこのホテルのロビーにお集り下さい。バスに乗ってレセプション会場へ行っていただきます。そこで私たちは、タルサ経済界の方々の主催による歓迎レセプションに賓客としてごいっしょに出席いたします。

〔会議再開〕

議長（ナイ知事）

それではただいまから、日米知事会議を再開いたします。まず傍聴席に特別の賓客を幾人かお迎えしておりますのでご紹介いたします。タルサ地域の教育界の指導者の方々ならびに経済界の指導者の方々でございます。私たちはこの方々のご臨席を頂いて嬉しく存じます。また申しあげるまでもなく、昼食会ならびに会議における午後の部において、クリントン・アーカンソー州知事がご出席になったことを大変嬉しく存じます。

これからご報告をしていただく方々のご紹介に入ります前に、私から一言申し述べたいことがございます。現在オクラホマ州では、輸出の面におきまして、とくに農業および中小企業の生産物の輸出の分野におきまして、知事としての私は、副知事の能力に負っております。副知事は、そのもてる時間のほとんどすべてを、オクラホマ州産出の農産物や工業製品の販売促進をはかるために捧げております。私はオクラホマ州の知事として、外国貿易の発展をはかる上で私のたのもしいパートナーとしてかつ私のスポークスマンとしての副知事を有することを幸せに思っています。それでは西沢知事さんのご報告を拝聴いたしたいと存じます。

「環境対策と自然保護」について

主報告者 西沢権一郎 長野県知事

1960年代以降、わが国経済は急速度に成長し、国民の生活水準はかなり高くなってきておりますが、反面高度経済成長のひずみにより、公害等による環境の悪化は加速度的に進行し、特に都市河川においては、工場

や家庭の廃水による汚濁が甚だしく、しかも、これが海水をも汚し、ために沿岸漁業に悪影響を与えたほか、公害病の発生原因になる等、水質汚濁による公害は、大きな社会問題となったほどであります。また、大気の汚染についても、自動車や工場の排気による光化学スモッグが発生し、これによる被害もしばしばでありました。

更に、高度経済成長は、全国的な工業化、都市化を招き、道路・鉄道の建設、産業立地、住宅建設等のプロジェクトによって、自然環境に対する破壊がかなり進んで参りました。

ところで、その後、国・地方公共団体及び国民こぞっての努力により、環境はかなり回復いたしました。しかし、まだ完全とは申せず、今後とも、良好な環境づくりに不断の努力を傾注しなければならないと思っております。

ところで、貴国もまた、これまで環境対策にいろいろ苦心して来られたと思います。われわれがこの「環境対策と自然保護」という議題を選定いたしましたのは、両国がこれまでとってきた各種の施策を互いに披歴しあい、今後の対策の参考に資したいと考えたからであります。

さて、貴国のご意見等を伺う前に、私から日本における環境対策について、ここに若干のご報告を申し上げます。

まずはじめに、公害対策について簡単に述べ、そのあと自然保護についてお話ししたいと思います。わが国の公害対策は、まずはじめは地方自治体において実施され始めました。国が公害に対する基本法を制定したのは1967年であります。すでにその前に、21の府県がみずから立法措置を講じ（条例）、公害防止対策を実施していたのであります。

公害のように、地域住民の生活に直接影響を及ぼす問題については、住

民により近い位置にある地方自治体が、国よりも先にその対策を講ずることになるのは、当然のことです。しかしながら、現実の問題として、具体的に施策を立案し、あるいは実施に移す段階において、関係する政府各省庁間のセクト的な対立や意見の相違等が障害となり、往往にして対策が遅れることがあります。これに対し、府県は、公選知事のもとに、行政が総合的に処理される体制となっておりますので、公害対策のような総合的な対策を早急に必要とする行政の場合は、府県が先駆的にそれを実施し始めるといふことが多いのであります。

なお国は、1968年になって、全国統一的な公害対策の制度を確立いたしました。その内容は、われわれ府県が既に条例をもって制定していたものとほぼ同様でありました。しかしながら、その執行権限は、ほとんどが各都道府県知事に委任され、現在でも地方政府によって実施されております。

公害対策は、制度が整備されてから、約10年間で、先に申し上げたとおり、かなりの成果を収めることができました。ところで、公害による被害が極めて激しく現れるのに対し、自然環境の破壊の影響の現われ方は緩慢でありますので、一般的に公害対策が先になるようであります。わが国におきましては、公害に対する認識の高まりとともに、自然環境の破壊が公害と同様に人間の生存環境への破壊につながることを認識され、次第に自然保護対策の制度化を求める声が強くなって参りまして、公害対策基本法の制定から5年ほど遅れましたが、1972年に「自然環境保全法」の制定を見るに至ったのであります。

ところで、この自然保護対策の場合も、公害の場合と同様に、国が制度化する以前に、府県は条例をもって先駆的な制度化を行っていたのであり

ます。この間の事情を、私が知事をいたしております長野県の場合を例にして、ご説明申し上げます。

長野県は、日本列島の中央部に位置し、高い山脈や高原が多く、日本の屋根とも言われております。景観の優れた山岳、溪谷、高原、湖沼、森林など豊かな自然に恵まれて、多くの人達に観光地、保養地として親しまれております。私の県では、この優れた自然環境を生かし、早くから観光を県の重要な施策として取り上げ、その計画的な発展を図って参りました。

しかしながら、国民所得の増大に伴って観光需要が激増し、観光関連産業が活発化するとともに、ややもすれば乱開発が行われ、貴重な緑地や自然環境が破壊されるという事態が発生しはじめたのであります。

観光が長野県にとっての重要な産業であると同時に、観光産業は、優れた自然環境があったればこそのものでありまして、それが失われれば全てが失われます。そこで、県は強力な自然保護対策を講じて観光と自然の調和を図り、観光の健全なる発展を期すべく、国に先がけて長野県自然保護条例を制定したのであります。

なお、一部自然保護に関連した対策で、わが国にも、40年ほど前から、貴国の国立公園とほぼそっくりな形の国立公園の制度がありました。また、都道府県が指定する県立自然公園があります。そして、それらの公園の地域内では、工作物等の設置が許可制となっている等、明らかに自然保護対策の意味を含んでおりました。また、一部の鳥獣は、天然記念物に指定するという方法で保護されております。しかし、旧来からのそれらの保護対策は、いずれも特定地域や特定鳥獣に対するものでありまして、国土全域にわたる広範な意味での自然保護対策ではありませんでした。それに対して、本県が制定いたしました条例は、県下全域を対象とした広範なもので

ありまして、実は、本県の条例制定と相前後して、全国的に同様の条例を制定する動きが活発化し、更に、それを受けて、1972年に国において自然保護に関する広範な法律が制定されるという運びになった次第であります。

ここで、本県がとってきた自然保護に関する基本的な対策を簡単にお話し申し上げておきます。

第1には、自然保護思想の高揚であります。自然を保護するためには、県民すべての理解と協力が必要であります。このため、学校教育、社会教育などを通じて自然保護の必要性を説き、自然愛護のモラルの涵養を図る等の施策を講じて参りました。更に、自然保護の実践教育のための施設の建設も行いました。

第2には、良好な自然環境の造成であります。自然は、ただ単にそのまま保存するだけではなく、むしろ積極的にこれを造成し、人間の生存のために活用するということが必要であります。そこで、自然保護についての総合的計画を樹立し、計画に基づいて緑化や修景を実施して、美しい郷土の建設をすすめて参りました。

第3は、県民による自然保護活動の助長であります。自然保護団体を育成し、また、その他の団体の自然愛護運動を助長するなど、県民総参加による自然保護となることを期待して、多くの啓蒙宣伝活動を行って参りました。

第4は、自然保護は科学的根拠に基づいて行われる必要があります。本県では、全県下における現存植生および潜在自然植生図の作成を行う等、生態学的な見地からの正しい自然保護が行えるよう、各種の調査研究を行っております。

なお、本県の条例にも、地域を指定して、当該地域では工作物の造成や自然物の採取を禁止する等の制度化が行われております。

1972年に制定された国の「自然環境保全法」は、各府県が先駆的に制定しておりました条例を受けて作られたもので、制度の仕組は、従来の府県のものと同様のものであります。すなわち同法は、はじめに自然保護思想の涵養、自然保護技術の研究と開拓、自然保護対策に必要な基礎調査等に関する規定を定め、更に、地域を指定して、当該地域においては特定の行為を制限するという規制措置がその基本になっております。しかし、国の「自然環境保護法」は、従来府県がとってきた政策とその根本思想において、いささか異っていたのであります。

すなわち先に申し述べましたように、長野県の場合は、自然と観光の調和ということが前提で始まった自然保護でありました。また、単なる自然の保護ではなく、人間にとって良好な環境を造成するという積極的な意味合いを持った自然保護でもありました。しかし、国の「自然環境保全法」は、全体的に自然をそのまま保護するという建前で作られており、利用とか造成という点では、幾分消極的に考えられているのであります。一例をあげますと、この法律で指定される「原生自然環境保全地域」では、自然を原始のままで保存することに専念し、自然を利用しあるいは造成しようとする姿勢は見られないのであります。

長野県ばかりでなく、いち早く自然保護条例を制定したような府県は、どちらかというところ、他県に比して一般に自然環境に恵まれており、観光を重要な産業としていたところが多かったのであります。そういうことで、国の自然環境保全法の内容と、それらの県の期待との間には、若干のギャップがあったのであります。

自然環境保全法が制定されてから既に7年を経過しますが、わが長野県には、同法による国の指定地域はまだ一つもありません。わが県ばかりでなく、全国で見ても、国立公園および県立公園の場合は、総面積520万ha——国土面積の14%——とかなり広大な地域が自然公園として指定されておりますが、自然環境保全法に基づく指定地域の方は、まだわずか8万haにとどまっているという状況なのであります。わが国の環境白書は、そうした状況をとらえて、「自然保護対策は、必ずしも順調に進んでいるとは言い難い状態にある」と書いております。また、その理由は、私権と調整や開発との調和など複雑な問題があるためだとしております。

さて、わが国は、環境対策の二本の柱である公害防止と自然保護のうち、公害防止に関しては、現在かなりの成功を収めつつあるように思います。しかし、自然保護に関しましては、利用と保護の調和という困難な問題にはばまれて、現在、足踏みをしている状態であります。

貴国は、世界に先駆けて国立公園を設置されました。最初の設置は、19世紀の中頃だったと伺っております。ヨセミテやグランドキャニオンなどの国立公園は、わが国でも大変有名であります。ところで、その国立公園一つをとってみても、貴国におかれては、自然の「利用と保護の調和」ということに関しまして、必ずや多くの有効な対策をあみだしておられることと存じます。

つきましては、本日この会議におきまして、貴国における環境対策の現況をお聞かせいただき、わが国の自然保護対策の推進に資しようと考えますので、よろしく御教示のほどお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（ナイ知事）

知事さんどうもありがとうございました。では、私たちの周りの自然をいかにして保護するかについて、2番目のご報告をしていただく畑知事をご紹介します。

「環境対策と自然保護」について一身近な自然の保全について一

副報告者 畑 和 埼玉県知事

ご紹介をいただきました埼玉県知事の畑和でございます。私の県の埼玉県は、さきほどお話いたしました東京のすぐ北隣の県でありまして、面積は3,800平方キロ、人口530万という県であります。埼玉県の紹介につきましては、別に英文の「プロフィール・オブ・サイタマ」という資料を配布しておりますので、それでご承知願いたいのであります。

「環境対策と自然保護」の問題について、西沢長野県知事の報告に付け加えて若干の報告をさせていただきます。

私が申し上げたいのは、大都市及びその周辺における、住民の身近なところにある自然の保全についての問題であります。

多数の人間が高密度に居住し、活動するための人工的環境である都市において、自然の問題を論ずるのは、いささか奇異に思われるかも知れませんが、しかし、「コンクリートジャングル」と言われる大都市の中におりましても、我々は、「身近な自然」である公園の草木や街路樹、或は都市周辺の林などの「緑」によって四季の移り変わる気配を感じることができるのであります。私が取り上げたいのは、この身近な自然の問題であります。

このことで、私がいつも感心いたしますのは、貴国の都市の「緑」が非常に豊かで美しいことでもあります。これに比べますと、残念ながら我が国の都市の「緑」は極めて貧弱であります。

これは、都市形成の歴史的過程の相異もありますが、都市問題に対する住民の認識の不足と都市政策の立ち遅れが禍いしていると思います。

そのために、土地の私的権利の乱用を抑制し、土地利用を秩序だって都市化に合わせて変化させていくことができず、市街地の拡張につれて、「緑」の乏しい砂漠のような地域が広がっているのであります。

特に、巨大都市東京に隣接する埼玉県におきましては、大都市圏への人口集中とそれによる激しい都市化の影響をまともに受けて、「身近な自然」の消失現象が急速に進んでいるのであります。

御参考までに、本県の人口増加の推移を申し上げますと、1960年から現在（1979年）に至るまでの間に、約2.2倍、実数では約300万人の人口増加を示しております。（現在の埼玉県の人口は約530万人であります。）

この結果、大都市圏におきましては、人間の生活、生産活動から生ずる熱気や排ガスが上空を覆い、暑い日本の夏をいよいよ暑くし、また光化学スモッグの多発を招くなど、人間環境の悪化が進んでいるのであります。

このことは、利便さや能率の良さなどを求めて、自然と隔絶した人工材料による都市建設を行う時代がすでに終わったことを示していると思います。

かつて、ハワード（Ebenezer Howard）の描いた田園都市（GARDEN CITIES）の理想が、時代を越え形を変えて、現在、我が国で大平総理が提唱する田園都市構想となって国民の関心を集めているのも故なしとしなないのであります。

いうまでもないことではありますが、都市政策は、自然界における人間の位置の再確認からはじめるべきであることを、ここで改めて強調したいと思います。

ところで、都市のなかに自然——「緑」——を確保する手段としては、公園を造ることが最も有力で一般的な方法であります。

私は、さきほど、貴国の都市は「緑」が豊かで美しいということを申し上げました。このことを統計でみますと、貴国のニューヨークやロスアンゼルスなどの大都市が、人口一人当たり約 $20m^2$ の公園を擁しているのに対し、我が国の東京や大阪では、それがわずかに $3m^2$ に過ぎません。

そこで、我が国では現在、各自治体において、市街地の30%、人口一人当たりでは貴国の大都市並みの $20m^2$ の公園や緑地を確保することを目標として「緑のマスタープラン」という計画が中央政府の指導によって進められているのであります。しかし、地価が著しく高い我が国において、すでに市街化した地域に新たに緑地を創ることは極めて難しいのがいつわらざる実態であります。

そこで、市街地の外周部に残されている林や農地などの「緑」を、市街地の拡大によって無計画に潰廃されないように保全することが大きな課題になってきているのであります。

ところが、こうした都市周辺の「緑」は、多くの場合、自然環境保全法や自然公園法などの対象となるような「貴重な自然」でも「すぐれた自然の風景地」でもなく、ごくありふれた自然であり平凡な風景地であります。したがって、「緑」の機能的な価値に着目する限り、こうした平凡な「緑」を破壊から守ることはなかなか困難であります。

そこで、本県では、都市周辺の平凡な「緑」を守るために、従来の我が国の「緑」に関連する法体系とは異なる視点に立って本年3月に、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を制定いたしました。「緑」という言葉に、「ふるさと埼玉の」という修飾語をつけたのは、これらの「緑」が、他所からきたデベロッパーの目には平凡な「緑」に映ったとしても、県民にとって、その「緑」は、ふるさと意識の源泉であり、心に安らぎと潤いを与えてくれるかけがえのない大切な「緑」であると考えたからであります。

また、現在、この条例の施行と併行して、都市の外周部に、農村風景と農業経営を維持しながらこれを公園化した新しい構想の緑地を創設する試みを進めております。

こうした問題について、貴国における取り組みをお聞かせ下さるようお願いいたします。

なお、ただいま申し上げて参りました問題に関連して申し上げますが、せっかく保全し、或は育てた「緑」が、年々増加する自動車の排ガスによって生気を失っていく様子を見ることは大変残念なことであります。そこで、この対策についてもあわせてお聞かせいただければ幸いに存じます。

どうも有難うございました。

議長（ナイ知事）

知事さんどうもありがとうございました。それでは環境対策と自然保護について、武村知事さんのご報告をお願いいたしたいと存じます。

「環境対策と自然保護」について

副報告者 武 村 正 義 滋賀県知事

議長――、そして米国の知事代表の皆様――。

私、滋賀県知事武村は、この会議において各位の体験と深い思索に基づく御高見に接することを非常な喜びとし、かつ「環境対策と自然保護」につき私の意見を述べる機会を与えられたことを喜びといたします。

1969年のクリスマスイブに、アポロの宇宙飛行士たちは灰色の月面を飛びながら、彼らの故郷である地球の美しさを伝えてきました。このすばらしい地球に神の祝福を求める彼らの声を聞き、感動を覚えたのは私1人ではありません。

我々人類の故郷は、地球ただ一つであります。

この限られた空間の中で人間社会の発展を図ろうとするとき、そこでの最も大きな制約要因となるものは、資源と環境の二つでありましょう。

ことに環境要素としての水と空気と植物は有限であり、一度破壊されたこれらの環境要素は、復元が不可能か、たとえ可能としても莫大な費用と長い年月を要することになります。

また人間誰もが健康で文化的な生活を営むためのよき環境を享受する権利は、基本的人権の一つとして保証されるべきであります。その価値を守り、かつ高める政策は何にも増して優先されるべきものでなければならぬと考えております。人間のエゴイズムによって環境要素に徒に変更を加えることは、偉大な自然への冒瀆であり必ずや自然の怒りをかうことになるでしょう。さきの大戦終結後、日本国民は、平和で美しい国土のもとで高い技術を有する国を築こうと決心したのであります。

しかし、近年までの過程において、国民と政府の関心は主として所得および物質的な面での向上に向けられ、ようやく自分たちの周囲を見回す精神的余裕を得たとき、人々は余りにも汚染され破壊された自分たちの環境を問題とし始めたのであります。

日本の中央政府および地方政府は、急いで環境保全対策として厳しい規制行政を実行いたしましたがあまりにも問題が多く、対症療法的な対策に終始したきらいがあります。というのは、環境問題に対処する方法論が未成熟であったため、中央政府も地方政府も強力なリーダーシップを発揮し得なかったからであり、科学的な論拠をもって対策を樹立し実行しようとするには十分な知識の集積が得られていなかったこと、また、環境問題への諸対策が企業活動の範囲のみならず個人の生活の様式にまで立ち入る場合もあるため、有効と思われる諸対策の採用を躊躇せしめたからであります。

一般的に政策は科学的、実証的知識の裏付けが十分でなければならぬのでありますが、こと環境政策に関する限り未然防止という見地から、私は場合によってはある時点までの知見に基づいて対策をたて遂行する勇氣ある行動が要求されるものと考えます。

日本の環境保全行政は、この数年間に大きな前進を見せております。それを支えているのは国民の環境問題に対する関心の高まりであります。

汚染物質の排出や非計画的な土地利用は現在は厳しく規制されております。また、良好な自然を保護するため全国的な調査や研究が進められております。

私は、中央政府による環境政策の進歩、およびそこから生まれる良き結果を期待する一方、環境問題への対処は、全国レベルのもののみならず地域特性をも満足させるための施策が必要であると考えております。環境問

題はきわめて地域的問題でもあるからです。

滋賀県は、日本で一番大きな湖、びわ湖をまん中に有しており、その水は飲料水、工業用水、灌漑に大量に使用されていますが、京都や大阪その他大都市1,300万人の生命をも支えております。このびわ湖の水質が十数年前から悪化してきました。湖の周囲には急激に人口が増え工場が立地し、湖水の自然浄化能力を超える物質が排出されたからであります。3年前から広範囲にある種の植物プランクトン（ウログレナ）が異常発生し始め、湖面を茶褐色に染める現象が起っています。

これに対し、このままではどうなるのか、我々は一体何をすべきか、そして何ができるか……人々の関心は自分達の未来、そして子孫の生活に向けられました。人々は気づき始めたのです。今みんなが協力して行動を起さなければ迫り来る危険な事態を回避できないであろうことを。

15日前、県民の世論は日本で初めての厳しい内容をもつ一つの条例を実現しました。それは、びわ湖の富栄養化を防止するための条例で、お手許にお配りしてありますその内容は工場・事業所における窒素および燐の排出を規制するとともに燐を含む合成洗剤の販売、贈答、使用を禁止し、農畜産排水、家庭雑排水の抑制によって燐の汚濁負荷を半減することを定めております。

この条例制定への動きを通じて県民は一つのことを学びました。それは、清らかな水や空気の維持のために多くの代価を払い、自らの生活の多少の不便を耐えることは当然の義務であると考え隣人に取り巻かれているということでもあります。

次に、私はびわ湖の湖岸を美しく保つためのグリーン・アンド・クリーン作戦に着手したことを御報告したいと思います。延長240Kmの湖岸に、

びわ湖にふさわしい自然を残しつつ、日常生活やレクリエーション活動を通じて、水辺と人間との関係をより緊密かつ親しみ深いものとするこゝろ——生活空間としての渚の公園化——を狙いとしたものであり、基礎的な調査に昨年着手いたしました。

人類の文明は水辺に起こりました。びわ湖は日本人にとって富士山と共に日本のシンボルの一つであり、かつ日本人の精神文化に大きな影響力を保ち続けて来た拠点でもあります。

自然の美しさをたたえつつ、自然と共に生きていくことが日本人の伝統的な人生の喜びでありました。

私は、ただ単に清潔な飲料水源のためではなく、日本の伝統的文化を継承し、発展させる源として、びわ湖を守ることが私の義務として課せられていることを誇りとするものであります。

ありがとうございました。

〔配布資料〕

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 工場等の排出水の排出の規制（第7条—第16条）

第3章 りんを含む家庭用合成洗剤の使用の禁止等（第17条—第20条）

第4章 その他の窒素等の排出の抑制等（第21条—第24条）

第5章 雑則（第25条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第32条）

付 則

水は、大気、土などとともに人間生存の基盤である。

この水を満々とたたえた琵琶湖は、日本最大の湖として、われわれに大きな試練を与えながらも、限りない恵みをもたらしてきた。

この琵琶湖が、近年、急激な都市化の進展などによって水質の悪化、とりわけ富栄養化の進行という異常な事態に直面している。しかも、それは、琵琶湖自身の自然の営みによるものではなく、琵琶湖流域に住む人々の生活や生産活動によって引き起こされている。

悠久の歴史をつづりながら、さまざまな人間活動を支えてくれた琵琶湖を、今、われわれの世代によって汚すことは許されない。

水は有限の資源であり、琵琶湖はまさにその恩恵に浴する人々にとっての生命源であり、深い心のよりどころである。われわれは、幾多の困難を克服して、この水と人間との新しい共存関係を確立していかなければならない。

いまこそ、われわれは、豊かさや便利さを追求してきた生活観に反省を加え、琵琶湖のもつ多面的な価値と人間生活のあり方に思いをめぐらし、勇気と決断をもって、琵琶湖の環境を保全するため総合的な施策を展開することが必要である。

琵琶湖とともに生き、琵琶湖を愛し、琵琶湖の恵みに感謝する県民が環境保全の意識に目ざめ、今、ひたむきに創造的な活動を繰りひろげている。

われわれは、この自治と連帯の芽を育てながら、県、市町村、県民および事業者のそれぞれの責務を明確にし、一体となって琵琶湖を守り美しい琵琶湖を次代に引き継ぐことを決意しその第一歩としてここに琵琶湖の富栄養化を防止するための条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、琵琶湖の富栄養化の防止に関し、県、市町村、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、排出水の排出規制その他の措置を講じることにより、琵琶湖の環境の保全を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において「琵琶湖」とは、河川法（昭和39年法律第167号）の規定の適用を受ける琵琶湖および淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域をいう。

2. この条例において「富栄養化」とは、窒素またはりんを含む物質（以下「窒素・りん含有物」という。）が閉鎖性水域に流入し、当該水域において藻類その他の水生植物が増殖繁茂することに伴ってその水質が累進的に悪化する現象をいう。
3. この条例において「指定施設」とは、工場または事業場に設置される施設のうち、窒素・りん含有物を含む汚水または廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で、規則で定めるものをいう。
4. この条例において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定するものをいう。
5. この条例において「りんを含む家庭用合成洗剤」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定の適用を受ける合成洗剤で、同法第3条の規定に基づく告示により、その成分としてりん酸塩を含有する旨の表示がされているものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、琵琶湖の富栄養化の防止に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、およびこれを実施するものとする。

2. 県は、市町村が実施する琵琶湖の富栄養化の防止に関する施策について、必要な指導および助言を行うものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、県の実施する施策に応じて、当該地域の実情に即した琵琶湖の富栄養化の防止に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、琵琶湖の富栄養化の原因となる行為をしないよう努めるとともに、県または市町村が実施する琵琶湖の富栄養化の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、琵琶湖の富栄養化を防止するために必要な措置を講じるとともに、県または市町村が実施する琵琶湖の富栄養化の防止に関する施策に協力しなければならない。

2. 事業者は、この条例に違反していないことを理由として、琵琶湖の富栄養化の防止について最大の努力をすることを怠ってはならない。

第2章 工場等の排出水の排出の規制

(排水基準)

第7条 指定施設を設置する工場または事業場（以下「工場等」という。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の窒素またはりんに係る排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、規則で定

める。

2. 知事は、排水基準を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ滋賀県水質審議会の意見を聴かななければならない。

(指定施設の設置の届出)

第8条 県内（琵琶湖に流入しない河川の流域として規則で定める区域を除く。以下この章および第4章において同じ。）において工場または事業場から公共用水域に水を排出する者は、指定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 指定施設の種類
- (4) 指定施設の構造
- (5) 指定施設の使用の方法
- (6) 指定施設から排出される汚水等の処理の方法
- (7) 排出水に含まれる窒素またはりんの濃度、排出水の量その他の規則で定める事項

(経過措置)

第9条 一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）で、県内において排出水を排出するものは、当該施設が指定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(指定施設の構造等の変更の届出)

第10条 第8条または前条の規定により届出をした者は、その届出に係る第8条第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第11条 知事は、第8条または前条の規定による届出があった場合において、排水水が当該工場等の排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）において排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくは指定施設から排出される汚水等の処理の方法に関する計画の変更または第8条の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第12条 第8条の規定による届出をした者または第10条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、またその届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくは指定施設から排出される汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2. 知事は、第8条または第10条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第13条 第8条または第9条の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、また

はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第14条 第8条または第9条の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2. 第8条または第9条の規定による届出をした者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3. 前2項の規定により第8条または第9条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(排水水の排出の制限)

第15条 県内において排水水を排出する者は、当該工場等の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

2. 前項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設が指定施設となった日から1年間（当該施設が当該期間の延長を必要とするやむを得ない事情があるものとして規則で定める施設である場合にあっては、当該施設について規則で定める期間）は、適用しない。ただし、当該施設が指定施設となった際既に当該工場等が指定施設を設置しているものであるときは、この限りでない。

(改善命令等)

第16条 知事は、県内において排出水を排出する者が当該工場等の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき、その者に対し、期限を定めて指定施設の構造もしくは使用の方法もしくは指定施設から排出される汚水等の処理の方法の改善を命じ、または指定施設の使用もしくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2. 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第3章 りんを含む家庭用合成洗剤の使用の禁止等

(使用の禁止等)

第17条 何人も、県内（琵琶湖に流入しない河川の流域その他の地域で規則で定める区域を除く。以下この章において同じ。）において、りんを含む家庭用合成洗剤を使用してはならない。

2. 何人も、県内に住所または居所を有する者に対し、りんを含む家庭用合成洗剤を贈ってはならない。

(販売の禁止等)

第18条 物品の販売を業とする者その他いかなる名儀をもってするを問わず対価を得て行う物品の供給を業とする者（以下「販売業者等」という。）は、県内において、りんを含む家庭用合成洗剤を販売し、または供給してはならない。ただし、その者の住所、氏名、りんを含む家庭用合成洗剤を購入し、またはその供給を受ける目的、その数量その他規則で定める事項を記載した書面により、りんを含む家庭用合成洗剤を県内において使用しない旨の申出をした者に販売し、または供給するときは、この

限りでない。

2. 販売業者等は、前項ただし書の規定による申出をした者にりんを含む家庭用合成洗剤を販売し、または供給したときは、同項ただし書に規定する書面をその販売または供給の日から1年間保存しなければならない。

(指示)

第19条 知事は、販売業者等が前条第1項の規定に違反して、りんを含む家庭用合成洗剤を販売し、または供給していると認めるときは、当該販売業者等から必要な事項について報告を求めるとともに、同項の規定の遵守について必要な指示をすることができる。

2. 知事は、販売業者等が前条第2項の規定による書面の保存をしていないときは、当該販売業者等から必要な事項について報告を求めるとともに、同項の規定による書面の保存について必要な指示をすることができる。

(措置命令)

第20条 知事は、前条第1項または第2項の規定による指示を受けた者がその指示に従わないで、りんを含む家庭用合成洗剤を販売し、または供給しているときは、当該販売業者等に対し、りんを含む家庭用合成洗剤の店頭からの撤去その他必要な措置を命ずることができる。

第4章 その他の窒素等の排出の抑制等

(肥料の適正使用等)

第21条 農業に従事する者は、県内において、窒素・りん含有物を含む排水をみだりに公共用水域に排出しないよう、適正に肥料を使用し、およ

び用水を管理しなければならない。

(家畜のふん尿の適正処理)

第22条 畜産業に従事する者は、県内において、家畜のふん尿を公共用水域に排出しないよう、その処理施設の設置に努めるとともに、土壌還元の方法等により適正に処理しなければならない。

(雑排水の処理)

第23条 何人も、県内において、食物残さ等をみだりに雑排水に含めて公共用水域に排出しないよう努めなければならない。

(指導および助言)

第24条 知事は、前3条に定める事項に関し、その趣旨を達成させるために必要な指導および助言を行うものとする。

第5章 雑則

(立入調査)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場等もしくは販売業者等の営業所、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、調査させ、または関係人から資料の提出もしくは説明を求めさせることができる。

2. 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3. 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県の援助)

第26条 県は、汚水等を処理する施設等の設置または改善の促進に資する

ため、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(測定義務)

第27条 指定施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該工場等から排出される水の状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条、第16条第1項または第20条の規定による命令に違反した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反した者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条、第9条または第10条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反した者
- (3) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同項の規定による資料の提出もしくは説明を拒んだ者

第31条 第13条または第14条第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議長（ナイ知事）

知事さんありがとうございました。ではこの際、アメリカ側からもう一人の知事さんをご紹介します。皆さま先程昼食会でお会いになったクリントン・アーカンソー州知事です。クリントン知事は本日、単にアーカンソー州の知事としてではなく、アメリカ全国知事会を代表して出席されております。同知事は、わが全国知事会のきわめて重要な小委員会のひとつである環境対策小委員会の長をつとめておられます。

この小委員会は、天然資源委員会の中の小委員会であります。クリントン知事はまた、オザーク地方協議会（訳注オザーク地方とは、ミズーリ州南部、アーカンソー州北部およびオクラホマ州北東部にわたる丘陵地帯を指す。）のメンバーであります。この地理的地域における各州の共同的行動については先にも一言したところであります。実は本日午後、この会議の後、私たちはオザーク地方委員会としての会合を持つことになっており、クリントン知事はこの地方委員会の新しい会長に就任されることになっております。ですからクリントン知事は、二つの資格で出席しておられ

るわけです。すなわちひとつは全国知事会の小委員会の長として、そしてもうひとつはこの地方に属するいくつかの州のリーダーとして出ておられます。ではクリントン・アーカンソー州知事さんどうぞ。

「環境対策と自然保護」について

主報告者 ビル・クリントンアーカンソー州知事

ナイ知事さんありがとうございます。カーリン知事、ならびに日本の知事各位、まず私は発言内容を印刷して持参しなかったことをお詫びいたします。ただ私はどのような発言を行うかを決める前に日本側のペーパーに目を通しておきたいと思ったわけであります。

私たちの環境の管理という行政分野におきましては、私たちは共通の関心を多く持っていることは全く明らかなことでもあります。第1に、私たちはすべての高度工業化社会に共通の問題をかかえているわけであります。そして二つには、私たちは、私たちの環境をきれいに保ち、あるいは私たちが汚染（汚濁）した場所をきれいにするためには多大の経費を投資せねばならないことを知っています。そしてそうすることは、私たちの国で事業を行うためのコストを増大させ、やがて世界市場での競争する能力に影響を与えることになるでしょう。

私は最近、アーカンソー州に工場を持っている二つの会社の招待で日本を訪問して帰ってきました。その二つの会社とは、サンヨー電機と大和製鋼でどちらも大阪の会社です。また最近私は新日本製鉄および伊藤忠商事の方々と、州都リトルロックの私の家でお会いしました。

私がまず第一にアメリカ側出席者の方々の前で言えることは、私たちは

日本が公害問題にとりくんできたやり方から学ぶべき点が多々あるということでもあります。長年にわたって、私が話し合った日本の方々は、環境保護が経済成長の目的のために犠牲にされたことを認めておられますが、日本は、ひとたび公害問題に真剣にとりくむことを決意すると、敏速に、強力に、かつ総合的に行動し始めました。私は、今日日本は公害対策のために、住民1人あたりで世界の他のどの国よりも多くの経費を使っていると言っていると思います。私がこのことを言いますのは、アメリカ側の出席者の方々に対し、日本はこのことをなし得た上で、しかも世界経済の中で依然支配的な地位を保ちそして世界で最も強力な三つの通貨のひとつを維持し得ているということをはッキリ認識していただきたいからであります。

このことは、私の考えでは、二つの理由で成し遂げ得たと思います。まず第一に、日本の人々は、政府関係者も民間の人びとも、公害対策にはカネがかかるということ、もし自分の国に住むに価する国になることを望むならそのことは避けることが出来ないという事実を認識していたことでもあります。そして第二の理由は、私がこれまでわずかながら観察し、知り得たところからすでに明らかなことですが、アメリカの場合に比べて国のレベルおよび府県のレベルのそれぞれの行政体と民間企業との間の協力関係がより高い程度に行われていること、そして共同の計画づくりにおいてアメリカよりもより大なる成功を収めていることでもあります。

私は、討議の材料を提供する意味で、アメリカにおける環境保護に関するシステムについて簡単に述べてみたいと存じます。アメリカにおいては、環境問題は、他の大多数の行政対策と同様、連邦政府および州政府の双方の管轄範囲に属しております。私は、水、大気、土地の利用と管理、運輸機関の管理、また私たちが遂行しているエネルギー政策の環境に及ぼす影

響等に関して私たちが行ってきたことをごく簡単に述べてみたいと存じます。

水、大気および固形廃棄物については、数年前まではこれらの規制はほとんど全部州政府および地方自治体の手で行われておりました。この数年の間に、連邦政府の環境保護庁が次第により大きな役割を受け持つようになってきました。このことが必要になったのは、各州の間で環境対策をよくやる州と余りやらない州とが出来てきたからであります。とくに高度に工業の発達した州では、州政府は、経済的発展という目標のためにきれいな空気、きれいな水、しっかりした固形廃棄物処理をおそらくよろこんで犠牲に供していたのであります。

私自身の州でありますアーカンソー州では、1949年以来水および大気汚染防止法を有しており、わが州の水を清く保ち空気をきれいにする仕事にかなり成功してきました。しかし最近私が大阪に参りましたとき改めて強い印象を受けましたことは、あの250万以上の住民を有し、高度に発達した工業を有する都市において、私がそこに滞在した数日の間、その道路が、わずか25万の住民しかいないわが州の首都リトルロックの道路に負けないほど清潔に保たれていたことであります。

水、空気、固形廃棄物処理の分野において私たちにとってまず第一に主要な懸案事項は、自動車の排ガス基準についてどの程度厳しくすることが出来るかということであったように思います。このことは日本側のご報告でもふれられたことではありますが、とくにいま私たちはアメリカの自動車について走行距離（一定の燃料維持）を増やすことにつとめており、それによってアメリカ人が日本製のクルマばかり買うことをしないで多少はアメリカ製の車を買うようにしたいと考えているところであります。

2番目の主要な懸案問題は、すでに問題になっている地域——すでに問題になっている湖沼や河川——の浄化のために要する経費をどうやって調達するかということであります。私たちは大気については割合うまくやっているつもりではありますが、水についてはなお若干問題を抱えております。

3番目には、空気や水をきれいに保つことを任務とする強力な中央政府機関をして、思いがけない問題について過ちをおかさないですむようにさせるために、私たちはどうすればよいかということであります。たとえば、私の州におきましては、州内で最大の木材会社のひとつが、国の環境保護庁から、川を汚さないよう命ぜられておりますが、現実にはその川は全然川ではないという状況があります。そこでは、1年を通じて1か月か2か月しか水が存在しないのであります。それで何ら環境破壊が起こっていないのであります。国は、1年に10か月間も川でない川に対する規則を有していないのであります。これは、すべての人に適用される法規をつくるにあたって、アメリカのような大国にとって典型的な問題であります。

土地の利用と管理の分野では、最近まで、州政府も連邦政府もとくに積極的ではありませんでした。私たちは地方区画法を有していて、市域の中では、特定の土地を利用しようとするれば土地区画についての承認を得なければならないことになっております。しかしそれ以上のことについては、土地利用計画というべきものはほとんどなかったのであります。

むろん、アメリカ合衆国政府および各州政府はずっと前から、森林地その他の土地を買い上げて公有地にするという伝統を持っておりました。そして私たちはいまもそのことを続けております。

私の州においても、また他の州においても、公園・観光委員会というのがあります。州政府が所有する州立公園があります。また私の州には森林

委員会というのがあります。私たちは、保護を受けている一定の森林地を所有しています。しかし私は、依然として大多数の州は、とくに武村知事が述べられた分野において全く失敗しており、また畑知事が言われたように都市内において緑の空間（グリーン・スペース）をつくる計画に失敗しており、また、都市内であれ郊外地域であれ農村地域であれ土地を計画的に利用することに失敗している、というのが公平な見方であると思います。その結果私たちはアメリカでは風景をそこなうのみならず地下水面をそこなうような、“はぎとり”開発とも呼ぶべきことを余りに多く行う危険を侵しております。そして私たちは都市におけるグリーンスペースをほとんど失ってしまうような危険を侵しているのです。

こういった問題は、広大な未開発の土地の存在する地域や都市がグリーンスペースを必要としている地域において特別の重要性を持っております。たとえば私の州では、しばしば議論の対象となるのは州内の木材会社に関する問題であります。アーカンソー州はその面積の55パーセントを森林地で占めております。そして4万5000人の州民が林業に従事しております。

わが州の大木材会社のひとつが、他の会社に比べてきわめて精力的に、「クリアー・カッティング」（完全伐採）としてアメリカで知られている方式をやりはじめました。そして広大な面積の土地おそらく80、90、100エーカーの土地にその方式を及ぼし、いっさいの樹木を切り倒しているのです。そしてある場合は平地で（これはあまり被害を与えません）、またある場合に丘陵地で（これは土壌の浸食、表土の流出、近隣河川の汚濁等をもたらします）行っております。

土地の利用と管理に関する問題については、州政府も連邦政府も依然と

して十分に取り組んでいるとは言えないのであります。これには三つの理由があります。

まず第一に、私たちの国では、最も大切にされている価値のひとつは財産の私的所有権の価値であります。例えば、農業州であります私の州では、もしあなたが土地の利用・管理のことを口にするなら、多くの人々は、あなたが共産主義者でなければできないようなことを口にしており、思っております。そして彼らはあなたが、他の何にもまして重要なものである生活の私的領域に踏み込もうとしているのだと思っております。しかし、たとえば大規模な都市開発を行うにあたっては一定の面積のグリーン・スペースを確保する必要があることは全く明らかなことでもあります。

しかしながら、私は武村知事の報告に述べられている問題と同じ問題を私たちがかかえていることをみとめざるを得ません。州によって積極的に行ってきた州とそうでない州とがあります。オレゴン州はグリーンスペースの計画づくりについて特に優れた実績をあげており、土地を未開発のままに保ち、ごみ処理問題にうまく対処しております。この最後の問題についてはどなたも発言されませんでした。この問題はアメリカの多くの州で深刻な問題になっております。たとえば紙屑や空き缶や空き壇の投げ捨てであります。

次に有害廃棄物、産業廃棄物とその管理の問題について述べたいと存じます。私は、日本が工業過程の副産物である汚染物質を処理することの困難さを経験してこられたことを承知しております。そしてわが国も同じことを経験してきました。

数年前からようやく、州政府および連邦政府が有害な化学工業廃棄物の生産、運搬、処理の問題に真剣に取り組み始めました。基本的には、私た

ちは、現在連邦政府が定めた最低基準の施策を確立しようとしております。そして各州に対しては、できればその最低の基準を越えた施策を行うことをゆるしております。

この施策の基本的な要素は、(私たちはいま出発点に立っているにすぎませんが)、私たちは、企業が有害廃棄物の排出を減らす、つまりその工業生産過程を改善することによって有害廃棄物の排出物を減らすのを促進するような法律、企業がより多くの廃棄物を再生利用(リサイクル)し、より多くの廃棄物をその場で利用するのを促進するような法律、そして輸送についてより厳重な基準を定めた法律を持つべきだということであります。私たちは列車の衝突あるいは転覆による列車上の化学物質の爆発を経験しておりますし、私自身の州でトラックの衝突による道路上の大量の流出物が河川を汚染するのを経験してきました。私たちはより厳重な基準を定める必要を感じています。

連邦政府の政策は、民間企業は将来における産業廃棄物処理に要する費用を全額負担せねばならぬこととし、すでに発生した問題については、民間部門と連邦政府との双方からの支出によって処理すべきであるとするものであります。なぜならば、こういう問題は取り組まねばならない問題であり、かつ社会全体がその発生をゆるしてきた問題であるからであります。

私たちは、ほとんどの州において、まず、民間企業が排出した有害物質を処理するため一定の対価を払って、民間部門の人々が利用することのできる施設を州自体が所有または財政負担する可能性について検討しております。

私たちの大多数が意見の一致している点は、ほとんどの化学薬品は土地に埋めるべきでない、たとえば私の州に存在するコンクリートよりも透過

性の低いといわれる粘土層にさえも入れるべきでないという考え方から、廃棄物の地下処理はできるだけ最小限にとどめるべきだということ、つまり廃棄物はもしできれば土地の外に置いておくべきだということでありませう。このことは、再生利用（リサイクル）のできない化学廃棄物は焼却処理せねばならないことを意味しております。

どうやら私たちが最良かつ最もうまく行っている例として期待できるものはアメリカでなくデンマークに存在しているようです。デンマークでは、有害物質焼却炉があり、そこで廃棄物が焼却され、焼却によって生ずる熱が地元の産業のためのエネルギー源として使われております。また、煙突にガス洗浄器をつけて大気の汚染を最小限にとどめる措置がなされております。換言すれば、世界の最良のものがデンマークに実現しているようであります。それは極めて高価についています。しかしコストがかかるだけの価値があります。

最後に、私は私たちの社会における産業廃棄物その他の廃棄物の利用によるエネルギー生産の可能性は、環境にもたらされる利益の観点からも無視すべきでないということを申しあげたい。たとえば私の州であるアーカンソー州はアメリカの全人口の1パーセントの人口を有しています。つまり私たちの州はアメリカの約2億3,000万の全人口のうち約220万人をかかえております。私たちは固形廃棄物やごみ等を燃やすことによって生産される全エネルギーの5パーセントを生産しております。私たちは、そうすることによって、廃棄物の地下処理の必要性をなくすことができます。廃棄物を地下に埋めることは、土地を汚染し、地下水を危険にさらし、さらに見た目に醜悪であります。私たちはささやかな形ではありますが、OPEC（石油輸出国機構）の石油に対する依存度を減らしております。

カーリン知事さんのカンサス州では、育成された穀物を利用するのみならず、穀物の育成に伴う廃棄物ならびに木材の屑、その他固形廃棄物をアルコールの生産に利用することが可能となっています。そうしてできたアルコールはモーターの燃料として利用したり、ガソリンと混ぜて利用したりすることができます。さらにそれは、環境を汚染すること少なく、エンジンの耐用期間を長くし、廃棄物を投げ捨てたり焼き捨てる必要性をなくします。

ですから私たちはこれらすべての分野において努力を続けております。分野によって成功の度合いは違います。私たちは有害物質の処理の分野において遅すぎはしましたが、いま、取り組みはじめております。私たちはエネルギーのプロセスを利用して環境を浄化する分野に今まさに踏みこみつつあります。私たちは土地の利用・管理についてはまだ余りうまく行っておりません。これは主として私たちが私有財産に対し献身的な執着心を持っているからであり、また、行政と民間企業とが依然仲が悪くて、仲々相協力しようとしなからであります。私たちは、空気と水の管理については、概してかなりうまくやっていると思っております。ご静聴ありがとうございました。

<意見交換>

議長（ナイ知事）

クリントン知事さんありがとうございました。それでは意見の交換や質問の機会を皆様にお分かちしたいと存じます。もしご質問なりご発言をなさりたい方があれば私にお示し下さい。

ラドクリフ（アリゾナ州知事代理）

ナイ知事さん、アリゾナ州はあなた方とともにこの会議に参加する機会を与えられたことを多とするものであり、そして日本から来られた友人の方々を歓迎申し上げるものであります。また私たちは、日本との貿易を大変大切に考えております。アリゾナ州はアメリカ西部地方の一州でありまして、工業製品が輸出商品のナンバーワンであり、農産物はその次に来ます。私は私たちの州が、アーカンソー州の知事が汚染できるほどの水を持ち得ればよいのだと思います。（笑声）

私は、わが州は今よりもっと多くのものを輸出できると思います。砂漠地帯では、すべての作物は灌漑によって作られます。そして水は、余り豊富ではありません。しかし私たちは将来、私たちに与えられた水資源の開発と良好な管理によって、州内の生産を高め、日本に売ることのできる品物をつくるようになりたいと思います。

議長（ナイ知事）

ありがとうございました。私たちは、あなたが会議に参加されたことを大変嬉しく思っております。どうかバビット知事さんによろしくお伝え願います。

クリントン知事

ナイ知事さん、私は日本の知事各位にお聞きしたいことがあります。第一は化学廃棄物は日本ではどのように処理されているのだろうか、ということ。第二は、ある県における企業が排出した廃棄物を他の県に運搬して処理することができるかどうかについて、すなわち、関係県の間で争いが生ずることがあるだろうかということであります。

議長（ナイ知事）

最初にどなたにご発言願いますか。知事さんどうぞ。

武村知事

日本では、産業廃棄物については、PPPの原則というのがあり、まず第一に、廃棄物を出した企業自らが、自らの責任で処理するという建前になっております。だから、企業自らが処理しているわけではありますが、実際には、その産業廃棄物を処理する業者がきちんと問題なく処理しているかどうかと言われれば、かなり問題があります。したがって、各地方自治体とも、企業の責任だけにまかせておいていいのか、むしろ県なり国が表に出て、経費は企業が負担するにしても、かなり広域的な処理をすべきではないか、という考え方が大きくなってきております。中央政府では、東京あるいは大阪に大規模な産業廃棄物処理施設をつくるプランが進行中であり、県は県レベルでそれぞれ広域的に処理をするような組織例えば、公社をつくったりして広域的に処理する動きが出てきております。しかし産業廃棄物処理の問題は最も現代的な問題であるし、必ずしもきちんとどの地域でも処理されているという状況ではありません。いろいろ沢山の問題を抱えております。

議長（ナイ知事）

他に何かご発言ございますか。

畑 知事

今のご質問に関連いたしますが、県と県との間で、ほかの県に廃棄物を捨てるということでトラブルなどはなかったかというご質問がありましたが、若干ないわけではありません。私のところは先程も申しあげましたように東京の北隣でありますので、東京の廃棄物を処理する業者が埼玉県に

投棄するというようなことで若干の問題があったことはあります。今ではほとんどなくなっておりますが、時々不法投棄というのがあり、夜中にトラックで運んできて勝手に隣の県に捨てるというのがまだあるという状況であります。

それから一般の家庭から出る廃棄物は、全部地方自治体（日本の場合おもに市町村ですが）が収集して、それを焼却場で焼いて灰にして分量を少なくしてそれを埋め立てるという形でやっております。その廃棄物を燃やす場所に関していろいろ住民との間にトラブルがありまして、地方の市町村はそういう問題で手を焼いております。隣町の直ぐ近くに廃棄物処理の塵埃焼却場を設けると、煙がすぐ隣の町にやってくる、ということで、かえって隣町から不満が出てくる、といったことがありまして、そういう点で困難がありますが、とにかく一般の家庭の廃棄物はすべて市町村の責任で処理しています。

ただ産業廃棄物は、さきほど武村知事が言われましたように、それぞれの企業の責任ということになっております。しかしながら大企業はそれぞれその能力を有しているけれども、中小企業となりますと自分で処理する能力に乏しいということがありますので、本来は地方自治体の責任ではありませんが、産業廃棄物について中小企業の場合に県段階で処理をすることが行われるようになってきました。

埼玉県の場合でも環境保全公社という外部団体を設置しており、埋立地を見つけてそこに埋め立てたり、灰にしたものあるいは建築用の廃材といった無害のものを処理しております。有害のものについては、別の処理工場で行うべく現在企画中であります。一般に埋立は無害のものを取り扱います。その場所の選定については、私の県でも管下の市町村の適当な場所

の選定についていろいろ交渉しております。大体妥結しそうなところまで来ています。有害のものについては、工場団地のような別のところでやりたいと思っております。

西沢知事

私の県では、産業廃棄物について、県の責任で処理するという事で、県立の処理場を2カ所作っております。メッキ工場が一番多いですが、その費用は便宜者負担でメッキ工場が負担するという事でありまして。

ただ重金属などは熱処理をしても焼却できないものがある（ボリウムは少なくなりますけれども）。それをどうするかということが問題で、最初の計画では、それを袋のようなものに詰めて一定の土地にコンクリートで池のようなものを作ってそこへ埋めて保存しておく、そうしますと、将来科学技術が進んできますと有害な重金属が宝物になるんじゃないか、ということでありましたけれども、まだ実施するまでには至っておりません。今のところは山もと環元という形で処理をする所がありますのでそこへ運んであります。将来は、いま申したように、コンクリートか何かで全然土壌と接触しないようにそういう所へ袋か何かで詰めておく、そしてそれは、今は有害物であるけれども、それがあるいは宝物になるかもしれぬ、ということに保存しておこうということを目下考えております。

議長（ナイ知事）

はい、知事さんどうぞ。

長洲知事

2、3補足して申しあげたいことがあります。私の県は人口700万、日本の工業のセンターでありますから、公害問題は最も深刻な案件であります。そこで、たとえば、私の県で最近、ある大きなスチール・メーカ

一が1兆円の投資をして製鉄所を造りましたが、その際、私たち県と会社とが協議をして、環境基準を決め、そのために、1兆円の投資の中2,000億円（2割）をアンティ・ポリューションの施設に投資しました。もし皆様日本へお出でのときは、そういう工場をご案内しますのでごらんいただきたいと思います。

クリントン知事

私は、あなたがいかにして企業にそれを行うことを約束させ得たかを知りたいと思います。長洲知事さんは企業に対し工場建設の許可を与えない権限を持っているのですか。

長洲知事

法的権限としては大変難しいですが、住民の声を背景にして、産業廃棄物の問題と、これから先はむしろ生活公害、生活様式を住民の側でどう変えるか、ということの方に重点が次第に移ってきました。産業のポリューションについてはだんだん展望が明るくなってきていると思います。

そういう点で、公害対策そのものがまだ完全ではありませんが、漸次個々の公害対策から、環境全体のアメニティー（快適さ）を確保するということに重点が移っておりますが、その際、畑知事が言われた都市の緑化がたいへん大きな意味を持っております。

ただここでも、困難な点があります。日本では公園を作るにしても地価が、この10ドル紙幣で買える都心部の面積は大変わずかで、大体この紙幣の大きさ位だということです。（笑声）

最後にクリントンさんから、アメリカの公害・環境問題についての新しい考え方をお示しいただきましたが、ぜひこうした認識を、日米知事会議

を通じてたえず交流させ、それぞれの国民のために良い環境を子供と孫に残してやりたいものだと、決意を新たにいたしました。

議長（ナイ知事）

私は、私たちが自分自身の生活をエンジョイすることも重要であるが、私たちの後に続く世代の人びとが私たちと同様に生活をエンジョイする機会を持つことも同様に重要であると考えます。

残念ながら、私たちはもうすぐ会議の午後の部を終結せねばなりません。閉会を宣する前にいくつかのお知らせをいたしたいと思います。閉会いたしますと、ホテルの入口の所で日本知事団の方々のためのバスが待っており、皆様のお泊まりになるホテルまでお連れすることになっております。そして6時半ごろまで自由時間がありまして、6時半ごろバスがホテルを出るようになっております。ホテルの向い側にモールと呼ばれるプロムナード風商店街（ショッピングセンター）がありそこでお楽しみいただけるかと存じます。お天気がかんばしくないので、いまタルサ市の中心部の繁華街までお出でになれないかもしれませんが、このモールは大変美しく、多数の結構なお店、アイススケートリンクその他があります。今晚は私もはあなた方と一緒にいたしません。あなた方はここタルサ市の実業界の方々のお客として招かれることになっております。アメリカ側の二人の知事すなわちアーカンソー州とカンサス州の知事はまもなく出発されます。私もまもなく出発いたします。そして明日オクラホマ・シティの私の家であなた方に再びお目にかかることになっております。その際私と家内が昼食にご一緒させていただきます。

その他の知事さん方は、この会議の終了後、ここで開かれるオザーク地方連絡会議に出席していただくことになっております。

さてここで私は畑知事に、動議についてのご発言を許したいと存じます。

共同声明について

畑 和 埼玉県知事

それでは共同声明案について簡単にご説明申しあげます。お手許の共同声明案にも記されておりますとおり、日米両国知事によるこれまでの相互訪問は日米両国民の協力と友情を発展させる上できわめて大きな役割を果たしてまいりました。しかもこの相互訪問によって得られた数多くの成果が、今日両国の地方行政を充実させるために有効適切に生かされてきておりますことは、誠に欣快の至りでございます。

さて今回日米知事会議の議題として取り上げられました二つのテーマは、いずれも近年の急速な経済社会の変化に伴い、派生した両国共通のきわめて重要な課題であり、また今後両国民が快適で安全な生活環境を維持するためにもその早期解決が希求されている課題でもあります。

さいわいこの会議が、両国の今後の理解と協調を促進する上で、有意義な成果を揚げたことはまことに喜びにたえません。よって私はこの共同声明案を提案いたします。よろしくご審議の上ご採択下さいますようお願いいたします。

共 同 声 明

第16回 日 米 知 事 会 議

(1979年10月30日オクラホマ州タルサ市)

アメリカ州知事と日本の県知事の相互訪問は、アメリカ合衆国全国知事会と日本国全国知事会との合意に基づき、1962年（昭和37年）に始めら

れ、以後今日まで日本とアメリカで交互に実施されてきた。このような相互訪問は、日米両国民の間における協力と友情の発展に欠くべからざるものである。

日米両国知事による相互訪問事業の主たる内容は、日米知事会議の開催をはじめ、日本の都道府県およびアメリカ各州の地方行政、産業、文化的施設等の実地視察、日米両国の政府要人との会見等であった。

本年度日本知事団は、アメリカ合衆国の全国知事会の招請を受け、10月22日アメリカ合衆国を訪問し、同月30日オクラホマ州タルサ市において開催された第16回日米知事会議に出席した。この会議では、日本側から提案した「環境対策と自然保護」およびアメリカ側から提案した「日米通商関係」が議題とされた。これら二つの議題はいずれも日米両国にとって共通する問題であり、かつ、行政側の積極的な対応をせまられている重要課題である。これらの議題について、日米両国知事の熱心な討議が行われた。

この会議を通じて得られた数多くの成果は、今後における日米両国の地方行政の推進に大いに役立てられるものであり、日米両国民の快適で安全な生活環境を創出し、福祉の増進に大きく寄与するものであると確信する。

日本の知事団は、米国の連邦政府指導者および各州知事との会見ならびにニューヨーク州、ニュージャージー州、首府ワシントン、メリーランド州、フロリダ州、オクラホマ州、ワシントン州、およびハワイ州の住民と会う機会を得たことに厚く感謝を表す。

この一堂に会した日米両国知事は、地方行政の最高責任者として、日米両国知事の相互訪問が両国国民の理解の増進に絶大なる寄与をなし、また全世界の福祉と国際協調を促進するものであることを確認し、この継続と発展のため相協力することをここに誓う。

議長（ナイ知事）

クリントン知事どうぞ。

クリントン知事

私は畑知事の動議に賛成いたします。それは卓越した声明であると思
はいます。私たちは全員それに自分の名前を添え書きして誠意を示すこ
ともできるかと思ひます。

議長（ナイ知事）

今、皆様は畑知事の動議ならびにクリントン知事による賛成の発言があ
りました。ご出席の知事各位の中でこの共同声明の採択に賛成の方は、ど
うぞ手をあげて下さい。只今の動議は満場一致で採択されました。よって
この共同声明は、日米知事会議の名において発表することといたします。

（前掲）

中村知事さんにご発言を許します。

日本知事団代表閉会の挨拶

中 村 直 岩手県知事

第16回日米知事会議の閉会にあたり、日本知事団を代表し、一言ご挨拶を
申し上げます。

ご参会の知事各位におかれましては、終始、ご熱心に両国が当面する重要
課題について、ご討議を賜り、お蔭様をもちまして本会議が成功裡に閉会で
きましたことに対しまして衷心より厚く感謝申し上げます。

私どもは、本会議におきまして、数多くの課題について積極的に解明を行
い、より具体的に相互の立場を理解することができました。

このことは、今後、日米両国の地方行政に有効適切に反映され、日米間の相互理解と友好親善がより一層強化されるものと確信するものであります。

最後に、貴知事会及び関係各位が、私どもに寄せられました友情あふれる、ご好意に対しまして、心からお礼申しあげますとともに、日米両国知事会の一層の発展とご参会のみなさまのご多幸とご健康をお祈り申しあげ、ご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

閉会の挨拶

議長（ナイ知事）

西沢知事は、クリントン知事ならびにカーリン知事そしてその他の特別のお客様方に対し贈物を差しあげる機会を持ちたいと願っておられます。（西沢知事は贈物を各氏に手渡す。）

本日の私たちのお客様方へのご参考のためちょっと申しあげたいと存じますが、日本知事団の方々は今晚タルサ市の商工界のお客様として招かれます。そして明日タルサ市からオクラホマ・シティまで移動される間に油田の採掘現場をご視察いただきます。そしてオクラホマ・シティでは知事公舎にて私および私の家内ならびに首都オクラホマ・シティの経済界首脳が出席する昼食会が予定されております。ついでご一行は州議会議事堂の構内にて記者会見の機会を持たれます。この記者会見には私も陪席いたします。そのあと西部風のショッピングに出掛けていただくことになっております。

西沢知事様ならびにその他の日本の知事各位、私たちはここに皆様をお迎えし一緒に過したことを大変嬉しく思っております。またアーカンソー州

ならびにカンサス州の知事さん、ならびにその他の賓客の皆さま、私は今回の会議は素晴らしい成功であったと思っております。私たちはアメリカの各州と日本の各府県との間の関係が今後も発展しつつ継続して行くことを心から期待するものであります。ではこれにて閉会させていただきます。

(閉 会)

第3部 視 察

訪米視察日程と概要

○ニューヨーク州

10月22日（月）

- (10:00 新東京国際空港（成田）発、日本航空006便)
- 11:30 ニューヨーク着（J.F.ケネディ空港）、ウォルドルフ・アストリアホテルへ
- <出迎え>
- ミッシェル・ウッズニューヨーク州商務省第一補佐官
リチャード・ロジャーズ米知事会事務局行政経済部理事
ウィル・ベリー米知事会事務局国際通商外交担当委員
菅野在ニューヨーク総領事館員
秋山，笹本米国側通訳等
- 13:00 簡単な観迎昼食会 於．ホテル内Suite 13GH Room
その後フリー時間 ※事務的打ち合わせを行う。
- 20:00 ホテル内食堂にて夕食
その後フリー時間

10月23日（火）

- 8:00 朝食（ホテル内ピーコック・アリーにて）
- 8:45 ホテル出発（バスにて）
- 9:30 ニューヨーク証券取引所視察
{
10:45
- 11:00 ヘリコプターにてマンハッタン展望（知事夫妻のみ）

於． バタリー・パークのヘリコプターパッド

12：15 ニューヨーク州及び市主催の午さん会

）
14：00 於． 世界貿易センター43階・ブルールーム

<出席者>

高橋正太郎在ニューヨーク総領事

ミッシェル・ウッズニューヨーク州商務省第一補佐官

ウィリアム・ウッドワードニューヨーク市ビジネス

マーケティングコーポレーション専務

ラルフ・ベッテルハイムニューヨーク州商務省経済開

発部国際担当

エッサン・エルドンE・C・ELDON社長（前ニューヨ

ーク市大気保全委員）

ニューヨーク・ニュージャージー港湾局代表

ニューヨーク州環境保全局代表他

15：00 ニューヨーク市街車上見物及び国連本部訪問

）
17：00 （国連本部で明石康国連事務次長に面会）

18：30 夕食（ホスト・国際ビジネス協議会，ホテル内にて）

20：00 ブロードハースト劇場で、ブロードウェイショウ“ダン

シン”を観劇

22：30 ホテル到着

※ 長州神奈川県知事一行（10月23日成田出発）が18時45

分にJ.F.ケネディ空港に到着（パンナム航空800便），知

事団と合流

<出迎え>

ウィル・ベリー米知事会事務局国際通商外交担当委員

10月24日（水）

8：15 ニュージャージー州へ向けてホテル出発（バスにて）

スティブ・リッヒャーニュージャージー州観光局長同行

○ニュージャージー州

10月24日（水）

9：00 リバティ公園にて“自由の女神”とマンハッタンを眺望

）
9：45 ここで朝食（コーヒーとパン）—（野外立ち食い）

11：00 プリンストン大学訪問

12：00 ニュージャージー州ブレンダン・バーン知事夫妻主催の午さ

）
14：00 ん会 於．トレントンの知事公舎

<出席者>

ジョン・ホーンニュージャージー州労働産業省長官

ルイス・ガンバッチニ // 運輸省長官

ジョセフ・レファンテ // 社会事業省長官

アンジェロ・ビアンチ // 銀行省長官

ドナルド・ラン // 州務担当官

フィリップ・アランピ // 農政担当官 他

16：00 エッグハーバー市のワイン工場視察（ルノー・ワイナリー）

18：00 リゾーツ・インターナショナルホテルへ到着（宿所・アトラ
ンティック市）

19：00 夕食会・主催ボードウォーク・リージェンシーホテル（カジ
）

21:30 ノがある) 於. 同ホテル内“百美園”

10月25日(木)

9:00 朝食(ホテル内ウェッジウッド・パビリオンにて)

9:45 NAFEC空港へ向けてホテル出発

10:25 オーシャン・エアウェイ34便(DC3)でワシントンD.
C.へ向けて出発

○ワシントンD.C.およびメリーランド州

10月25日(木)

10:59 ワシントン空港に到着

<出迎え>

オーチス・ボウエンインディアナ州知事(米全国知事会会
長)

12:00 ハイヤット・リージェンシーホテルに到着(宿所)

12:30 昼食会 主催・米全国知事会会長(ボウエン知事)

14:00 於. ホテル内コロンビアCルーム

14:00 ホテル出発

知事行動	夫人行動
14:30~15:15 ルービン・アスキュー特別通商代表 と会見(於. 特別通商代表オフィス)	14:30~16:00 アレクサンドリアにあ るオールドタウン見物
15:30~16:15 ジェイン・ヤーン女史環境問題協議	ユニオン・ストリ ートとの交叉点に

会委員と懇談（於．ジャクソンプレ イス）	ある手芸センター を見学
-------------------------	-----------------

ホテルへ

- 17：00 ホテル出発
- 17：45 メリーランド大学総長ジョン・トル博士主催によるレセプション兼晩さん会（博士の誕生パーティー）
- 20：30 於．メリーランド大学総長邸
- 21：30 ホテル着

10月26日（金）

- 7：30 朝食（ホテル内リージェンシー・クラブにて）
- 8：15 ホテル出発
- 8：30 ホワイトハウス観覧
- 9：15 知事一行ホワイトハウス東門発
- 9：30 商務次官ホッジス氏と会見
- 10：00 於．商務省次官室
- 9：15 夫人一行ホワイトハウス東門発
- 9：30
- ダンバートン・オークス庭園見物
- 10：10
- 10：30 米連邦議会議事堂訪問・視察（夫人合流）
- 11：15 その後議事堂内地下鉄にて下院議員会館へ
- 11：30 ビル・アレキサンダー氏主催レセプション兼午さん会
- 12：45 （アーカンソー州選出下院議員／輸出促進委員会委員長）

於． 下院議員会館B-354号室

その後、地下鉄にて議事堂へ（夫人一行は徒歩で国会図書館へ）

- | | | | |
|-------|-------------------------|---|------|
| 13：00 | 米国会議員と日米貿易について懇談 | } | 知事一行 |
| （ | | | |
| 14：00 | 於． 議事堂内H-137号室 | | |
| | その後、引き続き同室にて日本記者との会見 | | |
| 13：00 | | } | 夫人一行 |
| （ | 夫人一行国会図書館見学 | | |
| 14：00 | | | |
| 14：30 | 議事堂前にて知事と夫人合流し、アナポリスへ向う | | |
| 15：30 | メリーランド州ハリー・ヒューズ知事と会見 | | |
| （ | | | |
| 16：00 | 於． 州庁舎知事執務室 | | |
| 16：00 | 知事公舎見学 | | |
| 17：30 | ホテル着 | | |
| 19：00 | ホテル出発， 日本大使館へ | | |
| 19：30 | 東郷文彦駐米大使夫妻主催による晩さん会 | | |
| （ | | | |
| 21：30 | 於． 日本大使館 | | |
| 22：00 | ホテル着 | | |

10月27日（土）

- 9：30 朝食（ホテル内パークプロムナードにて）
- 10：15 ホテル出発
- 10：30 アーリントン墓地表敬
- （
- 11：15 西沢団長無名戦士の墓に献花
- 12：05 ワシントン空港発

デルタ航空317便にて（機内昼食）オーランドへ

○フロリダ州

10月27日（土）

（13：40 アトランタ着飛行機乗り換え）

14：39 アトランタ発

デルタ航空320便にてオーランドへ

15：50 オーランド国際空港着 ホテルへ向う

<出迎え>

サム・タブチフロリダ地区経済開発委員会代表

ディーン・ガイザフロリダ地区観光局次長

17：00 ホテルロイヤルプラザに到着（宿所）

到着後、簡単にオレンジ・ジュースレセプション

18：00 ウォルト・ディズニー・ワールド主催レセプション
}

20：00 於．フェアウェイホーム

10月28日（日）

9：30 朝食（ホテル内ポインシアナルルームにて）

ウォルト・ディズニー・ワールド観覧

（自由行動）

16：15 ホテル出発 シーワールド観覧

水上スキー，イルカ・シャチショー等見物

19：15 シーワールド主催レセプション（水族館の廊下にて）

20：30 ホテル到着

10月29日（月）

- 9：15 ホテル出発
- 10：00 オーランド商工会議所訪問（市政概況の説明を受ける）
）
- 12：00 同所にてランチ（朝食兼昼食）
- 14：05 オーランド国際空港出発
ブラニフインターナショナルエアウェイズ391便にてオクラホマへ
- 15：25 テキサス州ダラスへ到着（乗り換え）
ブラニフインターナショナルエアウェイズ134便に乗り換え16時にダラス出発

○オクラホマ州

10月29日（月）

- 16：45 タルサ国際空港到着
- 17：00 空港にて歓迎レセプション
< 歓迎人 >
ジョージ・ナイオクラホマ州知事
ジム・インホフタルサ市長
クライド・コウルタルサ商工会議所執行委員長
ボブ・セラーズ銀行協会会長 等
団長：地元テレビのインタビューを受ける。
- 17：30 空港出発，宿所ウィリアムプラザホテルへ
- 18：45 ホテル出発，ウィル・ロジャーズ記念館（クレアモア市）へ
- 19：30 ウィル・ロジャーズ記念館野外レセプション

ウェスタン・バーベキュー

< 歓迎人 >

ジョージ・ナイオクラホマ州知事

クリフ・フィンチミシシッピ州知事夫妻

エリザベス・ゴードンクレアモア市長外市政財界人多数

< 催し物 >

インディアン・ダンス, 女性縄投げ, クレアモア大学バンド

ウィル・ロジャーズ記念館見学

21:15 ホテル(タルサ市) へ向け出発

22:00 ホテル到着

10月30(火)

8:15 朝食(ホテル内グラス・オブ・グリーンにて)

9:15 知事会議場(メイヨー・ホテル) へ向け出発

9:30

〔 第16回日米知事会議 〔夫人別行動〕

15:30

11:45~12:15

レセプション・タルサ商業界主催(ウィリアムス・タワーにて)

12:30~13:45

午さん会・タルサ商業界主催(メイヨー・ホテル内クリスタル
ボール・ルームにて)

< 出席者 >

ボブ・セラーズ銀行協会会長

ジム・インホフタルサ市長

外約150名

- 15：45 ウィリアムズ・プラザ・ホテル到着
18：30 自由時間
18：30 ホテル出発
19：00 レセプション兼晩さん会（タルサ商工会議所主催）
21：30 於．サウザン・ヒルズ・カントリークラブ
22：00 ホテル到着

- 夫人一行
9：30 ホテル出発，タルサ市内見物へ
10：00 ギルクリースアメリカ歴史・芸術会館見学
正午 ユーティカ・スクェアにて昼食
13：30 タルサ住宅街，公園等見物
15：30 ホテル到着

10月31日（水）

- （ 8：30 迄に朝食（各自負担）
8：30 オクラホマ市へ向けホテル出発
途中石油採掘現場視察
12：00 州議事堂訪問後、知事公舎にてジョージ・ナイ知事夫妻主催
の昼食会
14：00 記者会見 於．州庁舎
14：30 空港へ向けて出発
途中、世界最大の衣料品店「シェプラーズ」に立寄る

18：30 コンチネンタル航空443便でオクラホマ市を出発，コロラ
ド州デンバー経由でシアトルへ
(飛行機が遅れ予定時刻より約2時間後に出発)

○ワシントン州

10月31日(水)

22：00 シアトル到着(タコマ国際空港)
22：30 エッジウォーターホテル到着(宿所)

11月1日(木)

(朝食(各自負担))

10：45 シアトル港へ向けホテル出発
11：00 シアトル港第56桟橋から“グッド・タイム号”に乗船し港
{
13：00 めぐり(船上昼食)

< 歓迎者 >

中野直樹在シアトル総領事夫妻

ビル・アリス日米協会会長

シアトル港湾局関係者

14：30
{ ボーイング社視察(知事のみ)

16：00

(この間、夫人は市内ショッピング)

17：00ホテル着

18：45ホテル発

19：00ワシントン州知事主催レセプション兼晩さん会
{

21：00 於．ロザリーニズレストラン

10月2日（金）

8：35 ユナイテッド航空186便でシアトル出発
ハワイ州ホノルルへ（機内朝食）

○ハワイ州

10月2日（金）

12：25 ホノルル国際空港到着，クウイーン・カピオラニ・ホテル
（宿所）へ

ハワイ日系人連合協会出迎え

13：20 ホテル到着

（昼食（各自負担））

発以後自由行動

買物および各県人会の接待

※ 西沢長野県知事（団長）ならびに長洲神奈川県知事は、17時38分ロサンゼルスよりコンチネンタル航空975便にてホノルル国際空港到着、団に合流。

<出迎え>

リチャード・ロジャーズ米知事会事務局行政経済部理事

ハワイ日系人連合協会等

11月3日（土）

（朝食（各自負担））

- 10：00 ホテル出発，ポリネシア文化センターへ
- 11：00 ポリネシア文化センター見物
）
- 15：30 昼食およびポリネシアン・ショー等
- 17：00 ホテル到着
- 18：45 ハワイ日系人連合協会主催の晩さん会
）
- 21：00 於．シェラトン・ワイキキ・ホテル「カフク・ルーム」
- 有吉知事，大木在ホノルル総領事
- 宮里ハワイ日系人連合協会長等多数出席

11月4日（日）

（朝食（各自負担））

- 11：30 ホテルを出発，ワシントン・プレイスにある知事公舎に向う
- 12：00 ハワイ州有吉知事夫妻主催による午さん会
於．知事公舎
- 13：30 知事公舎出発，ホノルル国際空港へ
- 14：55 日本航空3便でホノルル国際空港出発
- 帰国の途につく
- <見送り人>
- リチャード・ロジャーズ米知事会事務局行政経済部理事
- スーザン・マーフィ // 旅行計画委員
- パット・トービット // 職員
- 宮里ハワイ日系人連合協会長外日系人多数

11月5日（月）

18：50 新東京国際空港（成田）着

※ 10月30日開催の知事会議後の各知事行程

長野県知事 10月31日8時22分タルサ発にてセントルイスへ、
カンザスシティー、ロサンゼルス訪問後、11月2日に
ホノルルにて団に合流

滋賀県知事 10月31日12時10分タルサ発にてストックホルム
へ、欧州訪問

神奈川県知事 オクラホマ州知事夫妻主催の午さん会出席後、14時45
分オクラホマ発にてロサンゼルスへ、11月2日にホノ
ルルにて団に合流

< 付 > 日本・米国南東部会日米合同会議について

- ① 首府ワシントンにおいて、元フロリダ州知事のアスキュー特別通商代表と懇談した際、同氏から、「11月8日および9日に、東京において日本・米国南東部会日米合同会議が開催される。米国側からはテネシー，ノースカロライナ，ジョージアの3州の知事がこれに参加するが、日本知事会も、この会議に協力してほしい」という要請があった。なお、「この会議についての詳細はマンسفールド駐日大使にすべてをまかせてあるので、同大使と相談してほしい」とのことであった。
- ② 団長は帰国直後11月6日アメリカ大使館を訪問し同大使と面談。大使は「誰か日本知事の代表一人が出席してくれるといい」とのことであったが、「期日も迫っているので、知事の出席は無理。知事会事務局職員が会議を傍聴し、何等かの方法で同会議の内容等を全国の知事に報告する。」ということでした承を得る。

なお、大使館訪問の前に、予め知事会渉外部が、同会議の日本側の主催者と電話連絡したところ、次のような意見だった。

 - a) この会議は、アメリカ側の企業誘置の会議で、日本の県の中にも、今でも工場誘置に熱心な県があり、その点で日本知事とアメリカ知事とは、利害が対立することになる。だから、この会議に日本知事が出席するのは適当ではない。
 - b) 期日も迫っているので、今から日本知事の出席に備えて準備することは困難。
- ③ なお会議は日本側として出席している約30の企業の代表者にむかって、米国の知事及び副知事が一方的に企業進出を求める形のスピーチを行うも

のだった。(傍聴者の報告)

アメリカ側の主な出席者

マンスフィールド大使 (挨拶)

テネシー

ノースカロライナ

ジョージア

アラバマ

フロリダ

サウスカロライナ

バージニア

} 知事

} 副知事

開発委員長

商工部長

第4部 参 考

招 請 状

1978年12月22日

全国知事会

会長 奥 田 良 三 殿

アメリカ全国知事会会長

ケンタッキー州知事

ジュリアン・M・キャロル

拝啓 日本とアメリカ合衆国との間の知事相互交換訪問事業の継続として、
1979年10月の最後の2週間、日本の知事5人およびその夫人からなる
代表団が、わが国のいくつかの州とその知事を訪問されるようご招待申しあ
げ

ることは、私の喜びとするところであります。

アメリカにおける公式訪問の期間中、上記日本代表団についてのいっさい
の経費は、私どもで負担いたします。

私どもは、前記の時期が、訪問の時期として、日本側にとって受け入れら
れ得るものであることを期待しております。そして私どもは、われわれの共
通の関心事についてさらに探求するため、日本知事団をお迎え申しあげるこ
とを、楽しみにして待っております。

敬 具

訪問各州知事略歴

ニュージャージー州知事ブレンダン・トマス・バーン

(民主党)

知事就任 1974年 1月

知事再選 1977年11月

任期満了 1982年 1月

〔出生地〕 ニュージャージー州ウエスト・オレンジ

〔生年月日〕 1924年4月1日

〔教育〕 1949年プリンストン大学卒業。

ハーバード大学より法律の学位取得。

〔職歴〕 第二次世界大戦中米空軍に勤務。

1955年 ニュージャージー州知事 法律顧問補佐。

1956～58年 ニュージャージー州知事秘書長。

1958～59年 法務副長官。

1959～68年 エセックス郡検事。

1968～70年 州公益事業委員会会長。

1970～73年 上級裁判所判事。

全米地方検事協会元会長。

プリンストン大学理事。

1975年 全国知事会犯罪対策および公安委員会委員長。

1975～76年 全国知事会執行委員会委員。

1975～76年 中部大西洋沿岸地方知事会会長。

現在 東北地方知事会会長。

全国知事会運輸・通商・科学技術委員会委員長。

〔家庭〕 妻（ジーン・バーン），子供7人。

〔宗教〕 カトリック。

インディアナ州知事オーティス・レイ・ボウエン

（共和党）

知事就任 1973年1月

知事再任 1976年11月

任期満了 1981年1月

〔出生地〕 インディアナ州ロチェスター近傍

〔生年月日〕 1918年2月26日

〔教育〕 1939年インディアナ大学より学士号（化学専攻）を受ける。

1942年インディアナ大学より医学博士号を受ける。

〔職歴〕 サウス・ベンド記念病院でインターンを勤めたのち米国陸軍に入隊。

アメリカ進駐軍の第一陣のすぐあとに沖縄に上陸した先遣医務部隊の1員であった。

戦後、知事に就任するまで、インディアナ州ブレーメンにて医業を営む。

マーシャル郡検死官として4年間勤める。

1957～58年インディアナ州下院議員。

1961～73年インディアナ州下院議員。

1967～73年インディアナ州下院議長。

1973年1月以降 インディアナ州知事

(現在の任期を満了すれば、インディアナ州の歴史で8年間引き続き知事をつとめる最初の人物となる。)

現在 アメリカ全国知事会執行委員会委員。

共和党知事会会長。

中西部知事会会長。

インディアナ州医師会，アメリカ医師会各会員。

〔家庭〕 妻（エリザベス・ボウエン），子供4人。

〔宗教〕 ルーテル教会（新教の一派）。

メリーランド州知事ハリー・R・ヒューズ

（民主党）

知事就任 1979年1月

任期満了 1983年1月

〔出生地〕 メリーランド州イーストン

〔出生年月〕 1926年11月13日

〔教育〕 1949年メリーランド大学理学士号を受ける。

1952年ジョージ・ワシントン大学法学部（ロースクール）卒業。

〔職歴〕 卒業後3年間弁護士を業とする。

1955～58年 メリーランド州下院議員。

1958年 メリーランド州上院議員当選。

1959～70年 メリーランド州上院議員。

1965～70年 上院多数党院内総務。

1965～70年上院財務委員会委員長。

1969～70年メリーランド州民主党会長。

1971年メリーランド州初代運輸長官。

1977年ボルチモアの某法律事務所の提供者となる。

現在 全米法曹家協会会員

メリーランド州法曹家協会会員

1972～76年州運輸局長官全米会議議長。

〔家庭〕 妻（パトリシア・ヒューズ），子供2人

〔宗教〕 監督制教会（新教の一派）

フロリダ州知事D・ロバート・グレイアム

（民主党）

知事就任 1979年1月

任期満了 1983年1月

〔出生地〕 フロリダ州マイアミ

〔生年月日〕 1936年11月9日

〔教育〕 1962年ハーバード大学法学部（ロースクール）より
法律の学位を取得。

〔職歴〕 1966年フロリダ州下院議員当選。

4年後 フロリダ州上院議員当選。

（上院議員として8年間勤める）

1970～71年フロリダ州青年商工会議所によりフロ
リダ州における最も傑出した青年5人のうちの1人に選
ばれる。

1971～72年度 「傑出した一年生上院議員」としてアレン・モリス賞を受く。

1973年「最も貴重な上院議員」としてアレン・モリス賞を受く。

1976年「2番目に有能な上院議員」としてアレン・モリス賞を受く。

4Hクラブ財団，中等教育改革全国委員会，全米教育改善財団，南部教育委員会，全米市民のための教育委員会等のメンバー

〔家庭〕 妻（アデレ・グレイアム），子供4人

〔宗教〕 統一キリスト教会

オクラホマ州知事ジョージ・ナイ

（民主党）

知事就任 1979年1月

任期満了 1983年1月

〔出生地〕 オクラホマ州マッカレスター

〔生年月日〕 1927年6月9日

〔教育〕 1945年マッカレスター高校卒業。

その後一時米海軍に勤務したのちイースタン・A・アンド・M短期大学（ウィルバートン所在）卒業。

1950年イースト・セントラル州立教育大学（オクラホマ州エイダ所在）より学士号を取得。

〔職歴〕 1950年オクラホマ州下院議員に当選。

1958年副知事に選出される（オクラホマ州史上最年少の副知事）。

1963年オクラホマ州知事となる（J・ホワード・エドモンドソン知事の残余の任期を受けつぐ）。

1966年，1970年および1974年引き続いて副知事に選出される。

全国副知事会元会長。

合衆国州政府協議会執行委員会元委員

〔家庭〕 妻（ドナ・ナイ），子供2人

〔宗教〕 バプテスト（新教の一派）

ミシシッピ州知事クリフ・フィンチ

（民主党）

知事就任 1976年1月

任期満了 1980年1月

〔出生地〕 ミシシッピ州ポープ

〔生年月日〕 1927年4月4日

〔教育〕 1958年ミシシッピ大学法学部（スクール・オブ・ロー）より法律の学位を取得。

〔職歴〕 第二次世界大戦中米陸軍に勤務。

1960～64年ミシシッピ州下院議員。

1964～72年第17回巡回裁判所地方の地方検事として勤める。

1976年1月以降ミシシッピ州知事。

ミシシッピ州法曹協会会員

全米法曹協会会員

ミシシッピ地方および郡検事協会元会長

全米地方検事協会元理事

雑誌「アメリカ法廷弁護士ジャーナル」元副主筆

国際ライオンズクラブ会員，フリーメーソン団会員

アメリカ外国戦役退役軍人会会員

〔家族〕 妻（ゼルマ・フィンチ），子供4人

〔宗教〕 バプテスト（新教の一派）

カンサス州知事ジョン・W・カーリン

（民主党）

知事就任 1979年1月

任期満了 1983年1月

〔出生地〕 カンサス州サリナ

〔生年月日〕 1940年8月3日

〔教育〕 1962年カンサス州立大学を優等で卒業（酪農学の学士号取得）。

〔職歴〕 カンサス州スモーランの近傍に所在する800エーカー（320ヘクタール）の酪農場の所有者・経営者である。
1970年カンサス州下院議員に当選。
1972年，1974年および1976年にそれぞれ再選。
1975年下院少数党院内総務となる。
1977年下院議長に選出される（民主党議員が下院議

長になったのは64年目であった)。

カンサス州セイレムスボルグのルーテル教会およびサリ
ーン郡の4Hクラブで積極的な活動をしている。

〔家 庭〕 妻 (ラモナ・カーリン), 子供2人

〔宗 教〕 ルーテル教会 (新教の一派)

アーカンソー州知事ビル・クリントン

(民主党)

知事就任 1979年1月

任期満了 1981年1月

〔出 生 地〕 アーカンソー州ホープ

〔生 年 月 日〕 1946年8月19日

〔教 育〕 ジョージタウン大学外交学部 (スクール・オブ・フォー
リン・サービス) より国際関係論で学位を取得。
オクスフォード大学で修学。

1973年イエール大学法学部 (ロー・スクール) 卒業

〔職 歴〕 イエール大学卒業後アーカンソー州に戻り、アーカン
ソー大学法学部 (スクール・オブ・ロー) で教鞭をとる。
1974年アーカンソー州第3区から連邦下院議員選挙
に出馬したが惜敗した。

1975年住宅開発公社 (低所得者のための優良住宅建
設を促進する非営利団体) の理事長となる。

それと並行して、アーカンソー大学法学部およびアーカ
ンソー大学リトルロック分校で教師を続ける。

1976年アーカンソー州法務長官に選出される。また、
カーター大統領のアーカンソー州における選挙運動のマ
ネージャーとして活動した。

〔家 庭〕 妻（ヒラリー・ロードム）

〔宗 教〕 バプテスト（新教の一派）

ワシントン州知事ディクシー・リー・レイ（女性）
（民主党）

知事就任 1977年1月

任期満了 1981年1月

〔出 生 地〕 ワシントン州タコマ

〔生 年 月 日〕 1914年9月3日

〔教 育〕 1937年ミルズ大学より学士号取得

1938年同大学より修士号取得

1945年スタンフォード大学より博士号取得

〔職 歴〕 1939～42年カリフォルニア州オークランドおよび
パシフィック・グローブに所在する公立学校で教鞭を
とる。

1945～76年ワシントン大学の動物学準教授（アソ
シエイト・プロフェッサー）。

1960～63年全米科学財団で生物海洋学に関する特
別コンサルタント。

1963～72年太平洋科学センター（ワシントン州シ
アトル所在）の所長。

1964年 スタンフォード大学客員教授かつ「テベガ探
検隊」の主任科学者。

1972～75年 米国原子力委員会委員

1973～75年 同上委員長

多くの名誉学位および榮譽を受く。

現在 アメリカ全国知事会執行委員会委員

〔家 庭〕 独身

ハワイ州知事ジョージ・リョーイチ・アリヨシ（有吉良一）
（民主党）

知事就任 1974年12月

再 選 1978年11月

任期満了 1982年12月

〔出 生 地〕 ハワイ州ホノルル

〔生 年 月 日〕 1926年3月12日

〔教 育〕 ハワイ大学修学

1949年 ミシガン州立大学より歴史および政治学によ
り学士号を取得。

1952年 ミシガン大学法学部（ロー・スクール）より
法律の学位を取得。

〔職 歴〕 第二次世界大戦終了時、日本において米陸軍情報部の通
訳として勤務。

1954年 ハワイ準州下院議員当選。

4年後 ハワイ準州上院議員当選。

1970年 副知事に選出さる。

1973年10月 バーンズ知事が病気で倒れた際知事職務代理者となり、知事の任期の残りをその資格で勤める。

1974年民主党の知事予備選挙に立候補し、指名を受け、それに引き続いて行われた知事選挙に勝った。

1978年 知事に再選された。

現在 アメリカ全国知事会の国際通商および対外関係委員会委員

YMCA理事会，全米法曹協会のメンバー

ハワイ州法曹協会元会長

〔家庭〕 妻（ジーン・アリヨン），子供3人

〔宗教〕 プロテスタント

訪問各州の概要

ニューヨーク州 New York

写真あり
(New York)

位 置：米国北東部

首 都：オルバニー Albany

連 邦 加 盟：1788年7月26日

(11番目)

俗 称：エンパイヤー・ステート

モ ッ ト ー：“絶えざる向上” (Ever upward)

州 の 獣：ビーバー

州 の 魚：かわます Brook trout

州 の 鳥：つぐみ Bluebird

州 の 石：ガーネット

州 の 花：ばら

州 の 木：さとうかえで Sugar maple

人 口：1,792万人 (1977年) (2位)

面 積：12万8,000平方キロ (30位, 本州の56%)

主 要 都 市：ニューヨーク (748万人), バッファロー (41万人), ロ
チェスター (27万人), ヨンカーズ (19万人), シラキュ
ーズ (18万人), オルバニー (11万人)

知事 ヒュー・L・ケアリー (民主党)

Hugh L.Carey (任期1983年1月まで)

年俸 85,000ドル

（概 要）

大都市ニューヨークをかかえた当州は、合衆国の中枢であり、製造業、貿易、商業、金融、出版、芸術等々で全米をリードしている。（ニューヨーク市については別掲）州の製造業は、ロング・アイランド、ハドソン河沿いに北上してオルバニー、モホーク溪谷を通過して、中央ニューヨーク、そしてバッファローに至る地域にまで拡大している。それはセント・ローレンス川内水路と電力開発が北部での産業を可能にしたことによる。その内水路は、当州に第2の海岸を与えてくれたことになる。また1962年には、ナイアガラの発電所が完成して、自由世界では最大の水力発電所を当州が所有することになった。

当州は、合衆国最大の産業州で、雇用者数171万人で、336億ドル（1973年）の生産をあげている。主要産業は、機械、印刷、出版、計器類、衣類、食品である。酪農、大規模園芸、じゃがいも、玉ねぎ、キャベツ、果実が主な農産物であるが、ワインの名産地であることは例外と知られていない。

ニューヨークが商業の中心地として急速に発展したひとつの要因は、1825年、クリントン知事が、エリー運河（バッファローからオルバニー）を造成したことにある。今日では、トーマス・デューイ知事によって作られた900 Kmに及ぶハイウェイが、ニューヨーク市からバッファロー、コネチカット、マサチューセッツ、ペンシルバニアに通じている。

短い期間であったがニューヨーク市が合衆国の首都であったことがあり、ワシントン大統領は、1789年4月30日初代大統領としてここで宣誓式を挙げている。

有名人：ハーマン・メルヴィル（作家）

ウォルト・ホイットマン（詩人）

日本との姉妹都市 東京都・ニューヨーク市（1960年提携）

金沢市・バッファロー（1962年 〃 ）

在留邦人数 16,576人（1977年10月）

日系人（Greater New York） 3,000人～5,000人

ニューヨーク市 New York City

人 口：748万人（1977年）

全国1位

人口増減（1970～75年）：△5.2%

面 積：777平方キロ

（東京23区の1.3倍）

電 話 台 数：597万台

ラ ジ オ 局：AM・FM局＝7，AM局＝10，FM局＝12

テ レ ビ 局：17

テ レ ビ 台 数：291万台

教 育：総合大学6，単科大学23，公共図書館189

市長 エドワード・コック（民主党）

Edward Kock

（任期1981年12月まで）

在ニューヨーク日本総領事 高 橋 正太郎

国際連合日本政府代表部在勤大使 西 堀 正 弘

〃 〃 西 田 誠 哉

(概 要)

製造業，サービス業，商業の中心地であることはいまさらいうまでもないが、そのうちでも衣料生産は全米の25.2%，印刷・出版は同じく15.7%を占めている。

ニューヨーク港は、全米一の港湾で年間1億8,000万トンの貨物をあつかう。ウォール街は最大の金融取引センターである。また、ニューヨーク州，ニュージャージー州およびコネチカット州南部を含む区域の卸売・小売の中心地でもある。

ケネディ空港では、全米の海外旅行者の40.8%が利用し、輸出入航空貨物の56.4%が扱われ、56社の航空会社が就航している。ラ・ガーディア空港は、15社の国内航空会社が利用している。ペン・セントラル鉄道とアムトラック（全国鉄道旅客公社）は、ペンシルバニア駅とグランドセントラル駅の二大鉄道ターミナルから発車しており、また40の長距離バス路線、すべての区（スタートン島を除く）へのびた地下鉄網，フェリー等、縦横に交通機関が発達している。スタートン島からマンハッタンやブルックリンに通ずるベラザノ・ナロウズ橋（橋脚と橋脚の間が世界最長のつり橋）をはじめとして、マンハッタンと各区とを結ぶ18の橋がかかっており、またハドソン河とイースト・リバーの河底には7本のトンネルが通じている。

文化施設としては、リンカーン・センター（音楽，バレエ，オペラ，演劇等），カーネギー・ホール，ブルックリン音楽院，プロードウェイの劇場，セントラル公園内の野外劇場，メトロポリタン美術館，近代美術館等の施設が有名である。

全国紙ニューヨーク・タイムズ（日刊87万部），週刊誌タイム（425万部），同ニューズウィーク（300万部）の本拠であり、AP，UPIの2

大国際通信社の本社も当地にある。

なお、市内には日本レストランが約150軒ある。

日本との姉妹都市 東京都（1960年提携）

在留邦人数（Greater New York） 推定18,500人

日系人数（ " ） 推定3,000～5,000人

ニュージャージー州 New Jersey

写真あり

（New Jersey）

位 置：米国東部大西洋沿岸

首 都：トレントン Trenton

（人口 105,000人）

連 邦 加 盟：1787年12月18日

（3番目）

谷 称：庭園の州 Garden State

モ ッ ト ー：“自由と繁栄”Liberty and prosperity

州 の 鳥：ごしきひわ Eastern goldfinch

州 の 虫：みつばち Honeybee

州 の 花：紫すみれ Purple violet

州 の 木：あかかし Red oak

人 口：733万人（1977年）（9位）

面 積：1万9,000平方キロ（46位，四国とほぼ同じ）

主 要 都 市：ニューアーク（34万人），ジャージー・シティ（24万人），

ペイターソン（14万人），エリザベス（10万人），トレン

トン（10万人）

知事 ブレンダン・T・バーン（民主党）

Brendan T.Byrne （任期1982年1月まで）

年棒 65,000ドル

（経 済）

主 要 産 業：化学産業，製造業，農業，印刷，出版業，観光業

工 業 生 産 品：薬品，繊維，衣料品，プラスチック，石油製品，電子機器

農 業 生 産 品：トマト，クランベリー，ブルーベリー，とうもろこし，もも，
大豆，アスパラガス，じゃがいも

家 畜：牛＝11万4,000頭，豚＝7万5,000頭，羊＝8,300

頭，家禽＝211万6,000羽

就 業 割 合：製造業 25.4（％）

商業 22.6

サービス業 17.8

公務 16.7

農業 1.0

（概 要）

当州は、ニューヨーク、フィラデルフィアといった巨大市場間の多様な産業地区に位置し、東部の十字路として知られている。1万5,000以上の工場から生産される品々は、ひと晩で5,800万人（12州，ワシントンD.C.を含む地域）に配達される。最大の産業は化学産業で、当州は世界有数の研究センターのひとつとなっている。リンデンにある石油精製所は、この種のものとしては世界最大の施設のいくつかを有している。その他重要な生産品として衣料品，各種機器，電気製品がある。

州全域の43％が森林で、24％が農地となっている。園芸野菜で有名で

あって、果実の中でもブルーベリーの栽培は当州で始められたものである。

家禽業は、州農業の主要部分を占め、酪農も盛んである。

有名人：トーマス・エディソン（発明家）

アレクサンダー・ハミルトン（政治家）

トーマス・ペイン（思想家）

ポール・ロブソン（歌手）

日本との姉妹都市 鶴岡市・ニューブランズウィック（1960年提携）

北見市・エリザベス（1960年提携）

在留邦人数 4,921人（1977年10月）

日系人数 数百人

首府ワシントン Washington District of Columbia

位置：米国東部ポトマック河畔

人口（1977年）：69万人（市域），307万人（周辺を含む大都市圏）

人口増減（1970～75年）：△7.3%

面積：173.5平方キロ（市域）（東京23区の3分の1）

728.3平方キロ（大都市圏）（東京都の3分の1）

モットー：“すべてに正義を” Justice to all

市の花：あめりかばら American beauty rose

市の木：べにがし Scarlet oak

電話台数：99万台

ラジオ局：AM局＝23，FM局＝21

テレビ局：7（2UHF局を含む）

日刊新聞：6紙

市長 マリオン・バリー（民主党）

Marion Barry

（任期1983年1月まで）

在アメリカ合衆国日本国大使 東郷文彦

（概要）

連邦政府職員が41万1,000人（公務員，軍関係者）に達するが、このほか政府関連，法律，報道，各種団体，労働組合，圧力団体および学者・研究者が就業人口の大宗をなし、全労働人口は154万2,000人にのぼっている。

文化施設としては、ケネディー・センター，アリーナ・ステージ，フォーブズ劇場，ナショナル劇場，スミソニアン国立博物館，コーコラン美術館，国会図書館等々世界的な施設が数多くある。

在留邦人数 728人（1977年10月）

メリーランド州 Maryland

位置：米国東部大西洋岸

首都：アナポリス Annapolis

（人口30,000人）

連邦加盟：最初の13州の1つ（連邦憲法を批准したのは7番目で1788年4月28日）

俗称：歴史の古い州（Old Line State）

自由な州（Free State）

モットー：男らしい行動，女らしい言葉

州の花：おおはんごうそう Black-eyed susan

州の鳥：アメリカこうらいうぐいす Baltimore oriole

州の木：ホワイト・オウク（北米産かしの一種） White oak

州の歌：メリーランド・マイ・メリーランド

人口：414万人（1977年）（18位）

面積：27,000平方キロ（九州の65%）

主要都市：ボルチモア（90万）

知事 ハロルド・ヒューズ（民主党）

Harold Hughes（任期1983年1月まで）

年俸 60,000ドル

（概要）

当州は、チェサピーク湾によってほとんどまっ二つに割れている。この湾は、他のどの類似面積の水域よりも多くの海産食品（かき，かに，かい，魚類）を産する。とくにかに漁業の大中心地である。農産物として主要なものは、ブロイラー（若鳥），酪農製品，とうもろこし，牛，たばこ，野菜である。当州は野菜かんづめの生産で全米一である。主な鉱産物は砂利，石灰，セメント，石，石炭，粘土である。

製造工業はボルチモアに集中しており、ミサイル，航空機，鉄鋼，衣料，化学品を生産している。

ボルチモア港は外国貿易の量において全米で第2位である。ボルチモアにあるジョンズ・ホプキンス大学と付属病院は有名。州都アナポリスには、米海軍兵学校がある。また米国最古の州議事堂のひとつがある。

最初の定住者は1634年にセントメリーズに上陸した。

在留邦人数 3,259人

フロリダ州 Florida

写真あり
(Florida)

位置：米国大西洋岸東南端の半島部

首都：タラハシ Tallahassee

(人口73,000人)

連邦加盟：1845年3月3日

(27番目)

俗称：日光の州 Sunshine State

モットー：“われらは神を信ず” (In God we trust)

州の鳥：まねしつぐみ Mocking bird

州の花：オレンジの花 Orange blossom

州の木：Sabal Palmetto Palm

州の魚：ばしょうかじき

州の石：月長石 Moon stone

州の歌：スワニー河 Swanee River

人口：845万人（1977年）（8位）

面積：15万2,000平方キロ（22位，本州の66%）

主要都市：ジャクソンビル（54万人），マイアミ（37万人），タンパ
（28万人），セント・ピーターズバーグ（23万人），フォ
ート・ローダーデール（15万人）

知事 ロバート・グラハム（民主党）

Robert Graham（仕期1983年1月まで）

年俸 50,000ドル

(概要)

当州経済は、観光、製造業、農業の3本柱からなっている。とくに観光では、2,900万人以上の観光客が訪れ、約100億ドルの収入をあげている(1976年)。

農業では、オレンジおよびグレープフルーツが当州の農業生産の首位を占め、ついで、さとうきび、トマト、たばこ、豆、セロリー、じゃがいも、とうもろこし、はちみつ、すいか等が多く産出される。林業、大規模園芸、漁業、牧畜も主要産業であるが、レクリエーションとしての海釣は重要な観光産業となっている。

日本との姉妹都市	藤沢市・マイアミビーチ	(1959年提携)
	長野市・クリアウォーター	(1959年 〃)
	高松市・セントピーターズバーグ	(1969年 〃)
	土佐山田市・ラーゴ	(1969年 〃)
	宮津市・デルレイビーチ	(1977年 〃)

在留邦人数 1,330人

日系人数 87人

オクラホマ州 Oklahoma

写真あり

位 置：米国中央部南

首 都：オクラホマ・シティー

Oklahoma City

連 邦 加 盟：1907年11月16日

(46番目)

俗 称：Sooner State (Soonerとは“早いもの勝ち”の意)

モ ッ ト ー：“労働はすべてに打ち勝つ”

Labor conquers all things.

州 の 花：やどりぎ Mistletoe

州 の 木：あめりかはなずおう Redbud

州 の 鳥：ひたき Scissor-tailed Flycatcher

州 の 獣：アメリカ野牛 Bison

州 の 石：重晶石 Rose Rock

人 口：281万人（1977年）（27位）

面 積：18万1,000平方キロ（18位，本州の78%）

主 要 都 市：オクラホマ・シティー（38万人），タルサ（35万人），ロ
ートン（8万人），ノルマン（6万人），ミッドウエスト・シ
ティ（5万人）

知事 ジョージ・ナイ（民主党）

George Nigh（任期1983年1月まで）

年俸 42,500ドル

（概 要）

石油が当州を富裕な州にし、タルサ市を住民1人当りで世界最高の富裕な都市の一つにしている。石油精製，精肉業，電子産業が主たる産業である。また、農業の主要生産物として小麦，とうもろこし，綿，肉牛などがあり、レクリエーション産業も現在の成長産業である。

1834年、当州はインディアンのための準州とされた。それは1889年4月22日まで続いたが、その時最初の入植者が入ったのであった。その

日1日だけで5万人の人々が殺倒した。“Sooner”という言葉は、定められた正午より前に当州にこっそり入り込んだ人々に対して生まれた言葉である。

有名人：ミッキー・マントル（野球選手）

ウィル・ロジャーズ（俳優，ユーモア作家）

在留邦人数 約250人

日系人数 わずか数名

タルサ市 Tulsa

人口：35万人（市域），42万人（大都市圏）

面積：469平方キロ（東京23区の80%）

電話台数：37万台

ラジオ局：AM局9，FM局6

テレビ局：商業放送3，教育放送1，有線放送1

日刊新聞：2紙

市長 ジェイムス・M・インホフ（共和党）

James M. Inhofe

（任期1980年5月まで）

（概要）

航空宇宙，金属製品，石油関係の製造業は、タルサ大都市圏の全就業者の21%に職を与えている。4万8,000人が製造業に就業し、約6億700万ドルの生産をあげている。また、タルサ大都市圏の就業者の17%は小売業に、19%がサービス業に従事している。最大の雇用主は、アメリカン航

空，シティーズ・サービス・サンオイル，マクダネル・ダグラス，ロックウェル・インターナショナル，ウィリアムズ・カンパニー，C・E・ナトコで、この7企業で1万6,650人を雇用している。

ワシントン州 Washington

写真あり
(Washington)

位 置：米国北西端

首 都：オリンピア Olympia

(人口23,000人)

連 邦 加 盟：1889年11月11日

(42番目)

俗 称：常緑の州 Evergreen State

モ ッ ト ー：アルキ Al-ki (By and by) やがては

州 の 花：しゃくなげ Rhododendron

州 の 木：あめりかつが Western hemlock

州 の 鳥：こじきひわ Willow goldfinch

人 口：366万人 (1977年) (22位)

面 積：17万7,000平方キロ (20位，本州の76%)

主 要 都 市：シアトル (53万人)，スポーケン (17万人)，タコマ (15

万人)，ベルビュー (6万人)，エベレット (5万人)

知 事 ディクシー・リー・レイ (民主党)

Dixy Lee Ray (任期1981年1月まで)

年 俸 55,000ドル

(概 要)

当州は、木材生産の主要州のひとつである。州内はもみ、アメリカツガ、松、えぞ松、から松、ヒマラヤスギが豊富である。当州はまた小麦を産し、リンゴの生産量もほこっている。食品および木材、航空機やミサイル、その他多くの製品が当州の工場から産出している。

コロンビア川は、アメリカの水力の開発可能量の3分の1を占めている。最大のダムは、グランド・クーリーで、これは世界最大の発電施設の一つである。コロンビア川には、この他にボンヴィル、マックナリー等のダムがある。当州には、90のダムがあつて、水力発電、洪水調整、かんがい、貯水等種々の目的に応じている。当州の豊富な電力のおかげでアルミ精錬による生産はアメリカで最高である。リッチランドにあるハンフォード原子力工場は、核研究の世界的なセンターとして稼動中である。

有名人：ビング・クロスビー（歌手）

ミノル・ヤマサキ（建築家）

日本との姉妹都市	兵庫県・ワシントン州（1963年提携）
	神戸市・シアトル（1958年 〃）
	館山市・ベリンハム（1958年 〃）
	北九州市・タコマ（1959年 〃）
	西宮市・スポーケン（1961年 〃）
	岩国市・エベレット（1962年 〃）
	柏原市・ケント（1966年 〃）
	高萩市・ブルースター（1967年 〃）
	春日町・オーバーン（1968年 〃）
	西脇市・レントン（1969年 〃）

り、従業員5万7,000人を擁している。シアトル港は、8億ドルの施設をもった合衆国第4位のコンテナ港である。主要産業は、運輸関係機械類の製造、小売業、造船、木材製品、食糧品である。ワシントン・アラスカ両州の極東向け貿易の中心地で、取引総額は58億7,600万ドル（1977年）に達する。教育機関はワシントン大学、シアトル大学、コーニッシュ大学、シアトル・パシフィック大学の4大学と短大が7校ある。

日本との姉妹都市 神戸市（1957年提携）

日 系 人 数 シアトル市および近郊に約10,000人（うち、一世1,100人）

そ の 他 日刊日本語新聞「北米報知」
（発行部数約1,800部）

ハワイ州 Hawaii

写真あり
（Hawaii）

位 置：北太平洋上のハワイ諸島からなる。

首 都：ホノルル Honolulu

連 邦 加 盟：1959年8月21日

（50番目）

俗 称：アロハ・ステート、パラダイス・オブ・ザ・パシフィック

モ ッ ト ー：“島の生命は正義によって永遠である”

州 の 花：ハイビスカス Hibiscus

州 の 鳥：はわいがちょう Hawaii goose

州 の 木：あぶらぎり Candlenut

人 口：90万人（1977年）（40位）

面積：1万7,000平方キロ（47位，四国の89%）

主要都市：ホノルル（72万人，ヒロ（3万人）

知事 ジョージ・R・アリヨシ（民主党）

（有 吉 良 一）

George R.Ariyoshi （任期1982年12月まで）

年俸 50,000ドル

州議会（1976年11月現在）

上院 { 民主党 18名（うち日系 9名）
共和 党 7名（うち日系 1名）

下院 { 民主党 40名（うち日系24名）
共和 党 11名（うち日系 2名）

（概 要）

当州は、8つの重要な島（ハワイ，カフーラエ，マウイ，ラナイ，モロカイ，オアフ，カワイ，ニイハウ）とその他の小島よりなっている。

気候は温暖で、土壌は熱帯性果実や野菜に適した肥沃そのものである。さとうきび，パイナップルが主産品で、世界中のパイナップルのかん詰の約35%が当州の島々でつくられる。当州では又、コーヒー，米，バナナ，ナッツ，じゃがいもを生産する。しかし当州最大の収入源は何といても観光であり、1976年州外からの観光客は12億ドルの金を落した。

当州の経済は、観光ならびに軍事基地および連邦政府からの支出を基幹とし、それに若干の砂糖，パイナップル等の生果，花弁栽培収入が加わったものである。

教育文化施設としては、ハワイ大学（州立）が有名で在學生4万人余で、世界64カ国からの留學生がいる。

ハワイ州の最高峰はマウナ・ケア（4,208m）であり、マウナロア（4,172m）は体積の点で世界最大の火山である。

有名人：サンフォード・ドール（パイナップル工場主）

ダニエル・K・イノウエ（上院議員）

日本との姉妹都市	広島市・ホノルル	（1959年提携）
	那覇市・ホノルル	（1960年 〃 ）
	平良市・マウイ郡	（1965年 〃 ）
	守山市・カワイ郡	（1975年 〃 ）
	大島（東京）・ハワイ島	（1962年 〃 ）
	大島（山口）・ハワイ島	（1963年 〃 ）
	八丈島（東京）・マウイ島	（1964年 〃 ）

日 系 人 数 推定約22万6,000人（ハワイ全人口の25%）

在留邦人数 13,636人（1977年10月）

ホノルル市 Honolulu

人 口：72万4,100人（ハワイ州人口の81%） 全米で12位

面 積：1,541.1平方キロ（香川県の82%）

電 話 台 数：33万台

ラ ジ オ 局：AM局＝18，FM局＝6（うち2局は日本語放送局）

テ レ ビ 局：5（うち1局は日本語を放送）

市長 フランク・F・ファシイ（民主党）

Frank F. Fasi

（任期1981年1月まで）

在ホノルル日本総領事 大 木 浩

(概 要)

世界有数の観光地である本市には、1977年に一泊以上の観光客数年間340万人を数え（10年前は110万入であった）、1日平均8万7,000人（1967年には2万8,000人）が訪れ、16億ドル（1967年には3億8,000万ドル）消費している。主要な農産物はさとうきび、パイナップルで、これらの多くは輸出される。

日本との姉妹都市 広島市（1959年提携）

那覇市（1960年 ）

日刊日本語新聞 ハワイタイムズ（約7,000部）

ハ ワ イ 報 知（約7,000部）